
令和4年度版

相模原市男女共同参画年次報告書

(令和3年度の男女共同参画関連施策の実施状況)

相模原市

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 第3次さがみはら男女共同参画プランの概要 | 1 |
| （1）目的 | 1 |
| （2）基本理念 | 1 |
| （3）位置付け | 1 |
| （4）計画期間 | 1 |
| （5）計画の体系 | 2 |
| （6）計画の推進体制 | 3 |
| （7）事業の点検・評価・公表 | 3 |
| 第2章 第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく施策の実施状況 | 4 |
| 基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進 | 6 |
| 基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現 | 8 |
| 基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 | 10 |
| 基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】 | 12 |
| 基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】 | 16 |
| 第3章 第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく事業一覧 | 20 |
| 第4章 令和3年度 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告 | 52 |
| 参考資料 | 53 |
| （1）相模原市男女共同参画審議会 | 53 |
| （2）さがみはら男女共同参画推進条例 | 54 |
| （3）男女共同参画に関する年表 | 58 |

第1章 第3次さがみはら男女共同参画プランの概要

(1) 目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さがみはら男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

(2) 基本理念

条例第3条に掲げる7つの理念を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 政策・方針の立案及び決定への参画
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 教育における男女平等の推進
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- ⑦ 国内及び国際社会における取組との協調

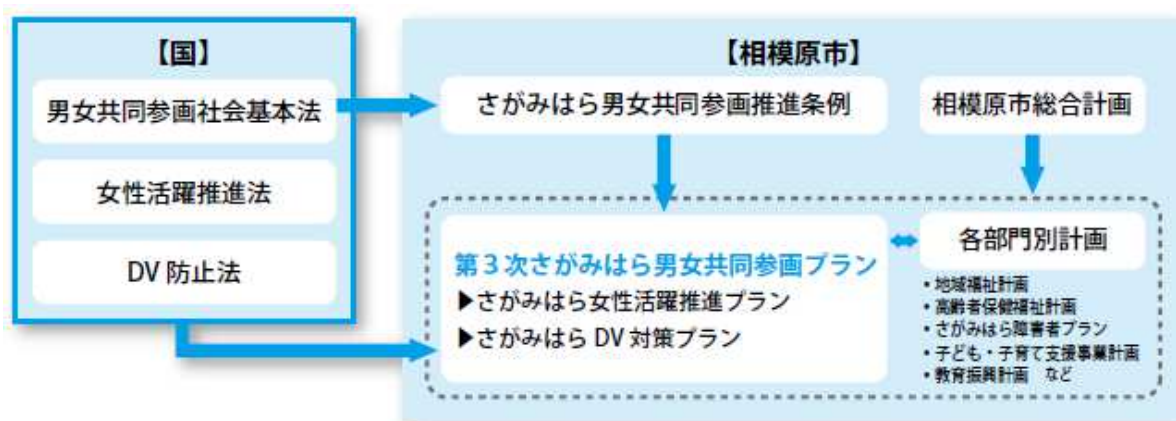
(3) 位置付け

条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律に規定する計画を包含するものであるとともに、「相模原市総合計画」の部門別計画にあたるものとなります。

男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画

女性活躍推進法に規定する市町村推進計画

DV防止法に規定する市町村基本計画



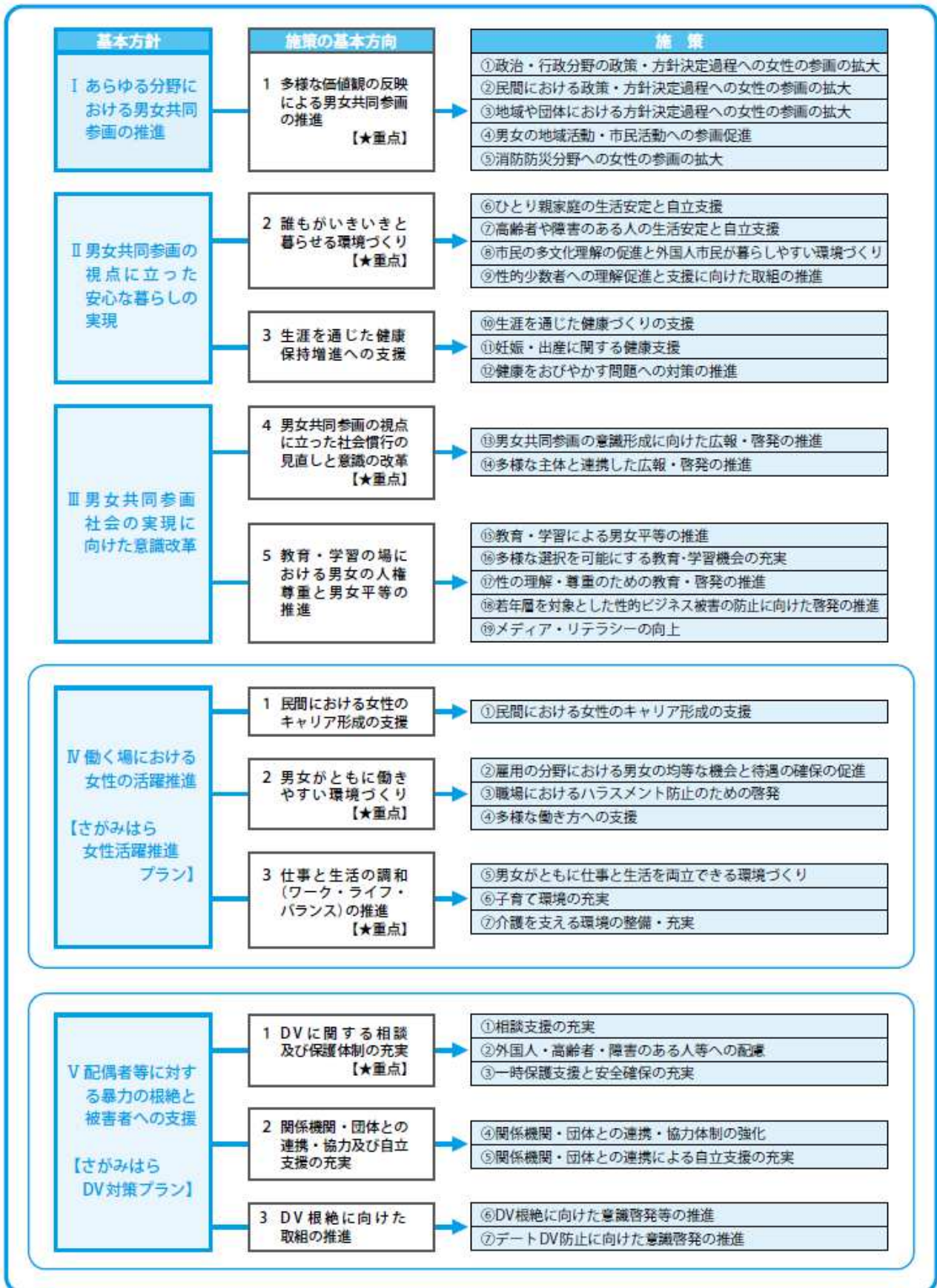
(4) 計画期間

令和2年度から令和9年度まで（8年間）

(5) 計画の体系

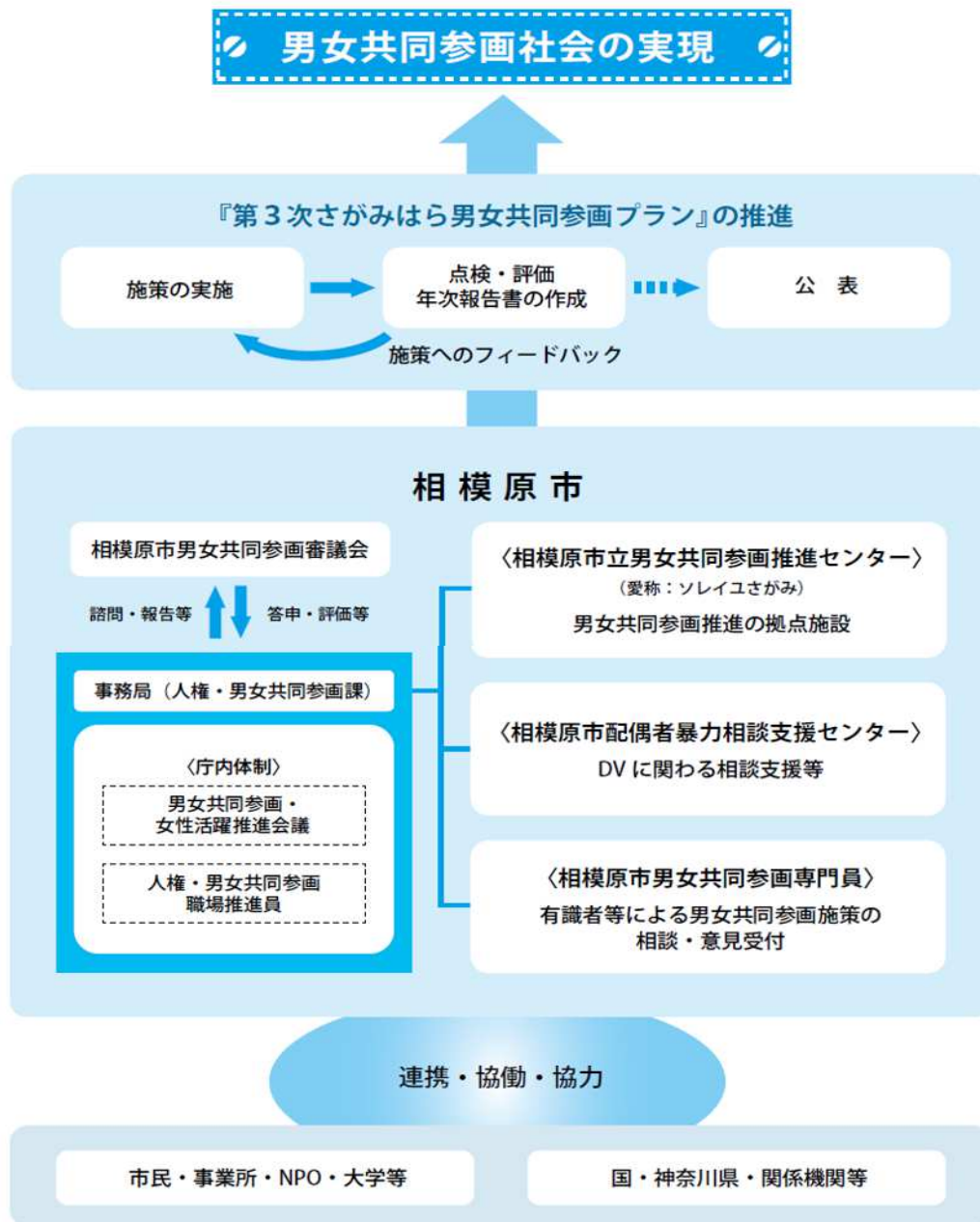
5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

また、男女共同参画を取りまく本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を、重点項目として設定しています。



(6) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のため、多様な主体と連携・協働し、本計画を推進しています。



(7) 事業の点検・評価・公表

本計画に基づく施策の推進状況について報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から評価等を受けた上で、これを公表します。

第2章 第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく施策の実施状況

各項目の見方

基本方針 ～ について、各基本方針に基づく令和3年度の施策の実施状況を7項目(～)でまとめました。その7項目(～)が表す内容と、どのように配置されているかについて、基本方針 を例に説明します。

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(指標番号7)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 80.0% (R9) | 57.0% (H30) | 57.0% (H30.6) | 57.0% (H30.6) | | | | | | |

■事業の実施状況

| 総事業数：27事業（100%） | | | |
|-----------------|-------------|------------|----------------|
| A | B | C | X |
| [予定どおり実施] | [概ね予定どおり実施] | [実施できなかった] | [コロナによる中止又は延期] |
| 24事業（89%） | 1事業（4%） | 0事業（0%） | 2事業（7%） |

■事業の今後の進め方

| 総事業数：27事業（100%） | | | |
|-----------------|-----------|---------|---------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直し | 廃 止 |
| 1事業（4%） | 26事業（96%） | 0事業（0%） | 0事業（0%） |

■令和3年度の主な取組等

施策の基本方向4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革【重点項目】

【主な取組】

- 男女共同参画意識の醸成【施策13】
 - ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）における各種講座や講演会等の開催
- 多様な主体と連携した広報・啓発の推進【施策14】
 - ・さがみはら男女共同参画推進員と連携した情報誌「ともに」の発行
 - ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）における地域団体等と連携した講座等の共催事業の実施

【取組結果の分析・評価】

- ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）を中心とした男女共同参画啓発講座の開催や市民との協働による啓発事業の実施等を通じ、男女共同参画への理解促進を着実に進めることができています。
- ・平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方についてどう思うか尋ねたところ、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人を合算した「賛成派」は41.2%となっており、男女別で見ると、男性のほうが女性よりも「賛成派」の割合が高くなっています。また、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方へ賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守ったほうが、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えて高くなっています。こうしたことから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、特に男性の意識が強いことが伺えますが、男性稼ぎ主型といわれる家族のあり方を基本とした社会制度（社会保障等）が前提の社会の中で生きていくためには、個々人の消極的な「合理的」選択として性別による役割分担を認めざるをえず、それ以外の選択肢をとった場合、個人的に葛藤や問題を抱えざるをえないことがあるという社会的課題が背景にあることも指摘されています。

【課題及び取組の方向性】

- ・男女共同参画の理解促進のため、継続して啓発活動を実施していきます。特に、男女間での意識の差もことから、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施する等、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させるとともに、家庭や地域、職場、学校等あらゆる場で男女共同参画の裾野を広げる取組を進めていきます。

【(参考) 事業の実施状況等の内訳】

- 事業の実施状況（A：4事業 B：0事業 C：0事業 X：0事業）
- 事業の今後の進め方（拡充：0事業 継続：4事業 見直し：0事業 廃止：0事業）

成果指標

- ・基本方針ごとに成果指標を設定し、カッコ内の出所年月時点における施策の達成状況を数値的に把握します。

事業の実施状況

- ・事業の実施状況について、所管課の自己評価により把握します。

A：予定どおり実施した(予定していなかったが実施した)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更(事業の縮小や、回数・会場変更等を含む。)して実施したものを含む。

B：概ね予定どおり実施したが、検討が必要

新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容等の検討の必要性を除く。

C：実施できなかった

新型コロナウイルス感染症の影響による中止又は延期を除く。

X：新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は令和4年度以降に延期した。

事業の今後の進め方

- ・事業の今後の進め方について、所管課の自己評価により把握します。

拡 充：事業内容等の拡充を図るもの

継 続：現状どおり事業を継続するもの

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行の手段や方法、回数等を変更して実施する予定のものを含む。

見 直 し：事業執行の手段や方法の変更、類似事業との整理・統合などを図るもの

新型コロナウイルス感染症の影響による見直しを除く。

廃 止：事業を廃止するもの

主な取組

- ・施策の基本方向ごとに、令和3年度の主な取組について記載しています。

取組結果の分析・評価

- ・～などを基に、取組の分析・評価を行った結果を記載しています。

課題及び取組の方向性

- ・を基に、本市が抱える課題及び今後取組を進めるにあたっての方向性を記載しています。

(参考)事業の実施状況等の内訳

- ・基本方針ごとに記載のある及びのうち、施策の基本方向ごとの内訳を記載しています。

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

成果指標

(指標番号1) 市の審議会等における女性の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|----------------|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40.0% (R9) | 33.9% (H30) | 33.5% (R3.3.31) | 35.3% (R4.3.31) | | | | | | |

(指標番号2) 市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 30.0% (R9) | 18.8% (H31.4.1) | 20.7% (R3.4.1) | 21.6% (R4.4.1) | | | | | | |

(指標番号3) 教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40.0% (R9) | 35.5% (H31.4.1) | 34.9% (R3.4.1) | 37.2% (R4.4.1) | | | | | | |

(指標番号4) 自治会長に占める女性の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|-------------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 10.0% (R9) | 7.3% (H31.4.1) | 8.7% (R3.4.1) | 9.0% (R4.4.1) | | | | | | |

事業の実施状況

| 総事業数：20 事業 (100%) | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| A [予定どおり実施] | B [概ね予定どおり実施] | C [実施できなかった] | X [コロナによる中止又は延期] |
| 19 事業 (95%) | 1 事業 (5%) | 0 事業 (0%) | 0 事業 (0%) |

事業の今後の進め方

| 総事業数：20 事業 (100%) | | | |
|-------------------|--------------|-----------|-----------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直し | 廃 止 |
| 0 事業 (0%) | 20 事業 (100%) | 0 事業 (0%) | 0 事業 (0%) |

施策の基本方向1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【重点項目】

【主な取組】

市の審議会等への女性の積極的登用【施策1】

- ・ 審議会等の新設時又は改選時（必要な女性委員数を満たしていない審議会等に限る。）における事前協議の実施
- ・ 「相模原市女性人材名簿」の登録者に対する審議会等の委員公募情報の提供

女性職員の管理職等への登用推進【施策1】

- ・ 能力開発期（主事級、主任級）における多様な部門を経験できる人事異動（ジョブローテーション）の実施
- ・ 女性管理職のロールモデル紹介

政治分野における男女共同参画の推進【施策1】

- ・ 女性の政治参画講演会の開催
- ・ 市議会の本会議等の欠席事由に「公務」「育児」「看護」「介護」等を追加するとともに、産前産後休暇を明文化

女性の活躍に対する事業所等の理解促進【施策2】

- ・ 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣

地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大【施策3】

- ・ 「自治会活動の手引き」において、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求める内容を掲載

男女の地域活動・市民活動への参画促進【施策4】

- ・ 様々な年齢や性別の方が市民活動に参画できるよう、市民活動を支援する拠点である「さがみはら市民活動サポートセンター」において、会議等の場の提供、市民活動活性化のための情報の収集・提供及び相談に対するアドバイス等を実施

消防における女性の参画拡大【施策5】

- ・ 消防団活動への女性の参画を促進するため、女性団員による消防団車両を活用した広報活動等を実施

防災施策への男女共同参画の視点の反映【施策5】

- ・ 妊産婦など、様々な事情を抱えた方の視点を踏まえ、「さがみはら防災ガイドブック」の改訂を実施

【取組結果の分析・評価】

- ・ 市審議会等における女性の割合（指標番号1）は、前年度と比較して1.8ポイント上昇、教職員を除く市職員における管理職（課長級以上）に占める女性の割合（指標番号2）は前年度と比較して0.9ポイント上昇、自治会長に占める女性の割合（指標番号4）は前年度と比較して0.3ポイント上昇しており、取組の成果が着実に数値に表れてきています。
- ・ 教職員の管理職（校長・副校長）に占める女性の割合（指標番号3）は、前年度と比較して2.3ポイント上昇し、37.2%となっています。校長・副校長に占める女性の割合は市立小学校では44.7%であるのに対し、市立中学校では22.5%となっており、中学校については依然として高いとは言えない状況となっているため、毎年度確実に割合が増加していくように取組を進めていく必要があります。
- ・ 政治分野や消防防災分野等、あらゆる分野に男女がともに参画することができるよう、引き続き、啓発活動や環境整備等を行っていく必要があります。

【課題と取組の方向性】

- ・ 政治・行政分野や民間、地域、団体の方針決定過程等においては、女性の参画が十分であるとはいえない状況であるため、引き続き、あらゆる分野に女性が参画していくことの重要性に関する社会全体への意識啓発や必要な環境整備に取り組みます。
- ・ 特に、政治・行政分野については、その政策・方針決定過程へ多様な意思を反映させることにより、市民ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応が可能となり、行政サービスのより一層の向上が期待できるため、審議会等改選時等における事前協議の実施など、必要な取組を積極的に進めていきます。

【（参考）事業の実施状況等の内訳】

事業の実施状況（A：19事業 B：1事業 C：0事業 X：0事業）

事業の今後の進め方（拡充：0事業 継続：20事業 見直し：0事業 廃止：0事業）

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

成果指標

(指標番号5) 児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|--------------------|--------------------|------|------|------|------|------|------|
| 86.0% (R9) | 84.1% (H30) | 84.0% (R3.3.31) | 80.6% (R4.3.31) | | | | | | |

(指標番号6) 自分が健康であると感じている市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 84.3% (R9) | 81.4% (R1) | 78.5% (R3.3) | 76.7% (R4.3) | | | | | | |

事業の実施状況

| 総事業数：93 事業（100%） | | | |
|------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| A [予定どおり実施] | B [概ね予定どおり実施] | C [実施できなかった] | X [コロナによる中止又は延期] |
| 79 事業（85%） | 2 事業（2%） | 0 事業（0%） | 12 事業（13%） |

事業の今後の進め方

| 総事業数：93 事業（100%） | | | |
|------------------|------------|----------|----------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直し | 廃 止 |
| 7 事業（8%） | 79 事業（85%） | 5 事業（5%） | 2 事業（2%） |

令和3年度の主な取組等

施策の基本方向2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】

【主な取組】

ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備【施策6】

- ・ひとり親家庭等に対する医療費の助成（ひとり親家庭等医療費助成事業）
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親家庭相談の実施

高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備【施策7】

- ・「地域リハビリ相談事業」(65歳以上の方に対し、生活機能の維持、向上に向けた相談・助言を行うもの)の実施
- ・障害者スポーツ講座、障害者ふれあい文化講座の実施

外国人市民が安心して暮らせる環境の整備【施策8】

- ・各区役所市民相談室における多言語での「外国人相談」及び「外国人法律相談」の実施
- ・外国語版の「くらしのガイド」及び「子育てガイド」の公開

性自認や性的指向に関する理解の促進【施策9】

- ・「パートナーシップ宣誓制度」の運用
- ・当事者を講師に招いた性の多様性に関する講演会の開催

[取組結果の分析・評価]

- ・ひとり親家庭の親子が安心して暮らせるよう、医療費の助成や就労に向けた支援、各種相談事業等、様々な施策を展開し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりを行いました。児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合（指標番号5）については、前年度と比較して3.4ポイント低下する結果となっています。このため、一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることを十分に考慮しながら、引き続き各種施策を展開していく必要があります。
- ・パートナーシップ宣誓制度の運用や、性の多様性に関する講演会の開催など、性的少数者の方の自分らしい生き方の後押しや、性の多様性に関する社会的な理解の促進に資する取組を着実に進めることができています。

[課題及び取組の方向性]

- ・ひとり親家庭等については、経済的基盤が弱く厳しい状況にある家庭が多い中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に大きな困難が生じており、個々の状況に応じて適切な支援を提供することが重要となるため、引き続き、社会状況を見極めながら、適切な支援を実施するとともに、各種施策の周知拡大に努めます。
- ・性の多様性に関する取組については、引き続き講演会等の開催による啓発活動を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度の周知拡大を図っていきます。

[(参考) 事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況（A：45事業 B：2事業 C：0事業 X：4事業）

事業の今後の進め方（拡充：4事業 継続：41事業 見直し：4事業 廃止：2事業）

施策の基本方向3 生涯を通じた健康保持増進への支援

[主な取組]

ライフステージに応じた保健事業の充実【施策10】

- ・「健活！チャレンジ」（ウォーキングなどの健康づくりに取り組んだ市民等に対して抽選で景品を贈るもの）の実施
- ・歯と口腔の健康づくりを目的とした「高齢者のよい歯のコンクール」や「大学生向け歯科保健指導」の実施のほか、新たに「障害のある方のための歯科医療機関名簿」や高齢者のための口腔ケア冊子の作成

妊娠・出産・子育てにおける支援の充実【施策11】

- ・医療機関等で実施する妊婦健康診査に対する費用の助成
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」（生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を行うもの）の実施

HIV（エイズ）及び性感染症予防対策の推進 / 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実【施策12】

- ・市内の中学生・高校生を対象とした「青少年エイズ・性感染症予防講演会」の開催
- ・「個別健康教育（禁煙）」（個別面接にて、喫煙の状況や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うもの）の実施

[取組結果の分析・評価]

- ・自発的な健康づくりを促進する取組や、健康に関する啓発事業等を実施し、生涯を通じた健康保持増進への支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は実施を見合わせた事業が多い状況でしたが、社会的に健康に関する関心が高まったこともあり、感染拡大防止対策を講じての事業開催や、SNSなどを活用した情報発信をするなど、開催方法を工夫して各事業等を実施しました。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、より一層健康保持増進に関する取組を推進していく必要があります。

[課題及び取組の方向性]

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛により、特に高齢者の体力低下が懸念される状況にあるため、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、積極的な事業展開を図っていきます。

[(参考) 事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況（A：34事業 B：0事業 C：0事業 X：8事業）

事業の今後の進め方（拡充：3事業 継続：38事業 見直し：1事業 廃止：0事業）

基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(指標番号7)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 80.0% (R9) | 57.0% (H30) | 57.0% (H30.6) | 57.0% (H30.6) | | | | | | |

事業の実施状況

| 総事業数：27 事業（100%） | | | |
|------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| A [予定どおり実施] | B [概ね予定どおり実施] | C [実施できなかった] | X [コロナによる中止又は延期] |
| 24 事業（89%） | 1 事業（4%） | 0 事業（0%） | 2 事業（7%） |

事業の今後の進め方

| 総事業数：27 事業（100%） | | | |
|------------------|------------|----------|----------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直し | 廃 止 |
| 1 事業（4%） | 26 事業（96%） | 0 事業（0%） | 0 事業（0%） |

令和3年度の主な取組等

施策の基本方向4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革【重点項目】

[主な取組]

男女共同参画意識の醸成【施策13】

- ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）における各種講座や講演会等の開催

多様な主体と連携した広報・啓発の推進【施策14】

- ・さがみはら男女共同参画推進員と連携した情報誌「ともに」の発行
- ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）における地域団体等と連携した講座等の共催事業の実施

[取組結果の分析・評価]

- ・市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）を中心とした男女共同参画啓発講座の開催や市民との協働による啓発事業の実施等を通じ、男女共同参画への理解促進を着実に進めることができています。
- ・平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方についてどう思うか尋ねたところ、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人を合算した「賛成派」は41.2%となっており、男女別で見ると、男性のほうが女性よりも「賛成派」の割合が高くなっています。また、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方へ賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守ったほうが、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えて高くなっています。こうしたことから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、特に男性の意識が強いことが伺えますが、男性稼ぎ主型といわれる家族のあり方を基本とした社会制度（社会保障等）が前提の社会の中で生きていくためには、個々人の消極的な「合理的」選択として性別による役割分担を認めざるをえず、それ以外の選択肢をとった場合、個人的に葛藤や問題を抱えざるをえないことがあるという社会的課題が背景にあることも指摘されています。

[課題及び取組の方向性]

・男女共同参画の理解促進のため、継続して啓発活動を実施していきます。特に、男女間での意識の差もあることから、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施する等、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させるとともに、家庭や地域、職場、学校等あらゆる場で男女共同参画の裾野を広げる取組を進めていきます。

[(参考) 事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況 (A : 4 事業 B : 0 事業 C : 0 事業 X : 0 事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 0 事業 継続 : 4 事業 見直し : 0 事業 廃止 : 0 事業)

施策の基本方向 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

[主な取組]

学校教育における男女平等教育の充実【施策 15】

- ・市内の公立小学校・義務教育学校の 5 年生への男女共同参画啓発冊子「こんな子いるよね」の配布
- ・人権・福祉教育推進校における研究の推進

多様な学習機会の提供【施策 16】

- ・公民館において、育児向け講座、地域課題や生活課題を捉えた女性学級の開催

学校、家庭等における性教育の充実【施策 17】

- ・家庭用性教育読本「さわやか」について、小学校及び義務教育学校 4 年生の保護者へ配布したほか、全年の保護者が閲覧できるようダイジェスト版をホームページに掲載

性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進【施策 18】

- ・内閣府が作成したポスター及びリーフレットの市内施設への掲示及び配架

メディア・リテラシーの向上【施策 19】

- ・情報モラルハンドブックを活用した道德等における情報モラル意識向上のための授業の実施

[取組結果の分析・評価]

- ・学校、家庭、地域等、あらゆる場において、男女共同参画に関する啓発や教育を着実に実施しています。
- ・性の理解・尊重の促進にあたっては、学校や家庭の果たす役割は重要であり、教育啓発を一層推進していく必要があります。

[課題及び取組の方向性]

・引き続き、学校、家庭、地域等のあらゆる場において、様々な機会を捉えて、男女共同参画に関する啓発や教育を実施していきます。

[(参考) 事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況 (A : 20 事業 B : 1 事業 C : 0 事業 X : 2 事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 1 事業 継続 : 22 事業 見直し : 0 事業 廃止 : 0 事業)

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

成果指標

(指標番号 8) 事業所における女性管理職の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|----------------|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 22.0% (R9) | 15.0% (H28) | 12.3% (R2.10.1) | 12.3% (R2.10.1) | | | | | | |

(指標番号 9) 職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 30.0% (R9) | 18.8% (H30) | 18.8% (H30.6) | 18.8% (H30.6) | | | | | | |

(指標番号 10) 男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|-------------|----------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基準値を 上回る | 90.2% (H30) | 90.2% (H30.6) | 90.2% (H30.6) | | | | | | |

事業の実施状況

| 総事業数：67 事業 (100%) () | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| A [予定どおり実施] | B [概ね予定どおり実施] | C [実施できなかった] | X [コロナによる中止又は延期] |
| 64 事業 (96%) | 0 事業 (0%) | 0 事業 (0%) | 3 事業 (4%) |

() その他 2 事業 (不定期実施等の調査のため分類不能)

事業の今後の進め方

| 総事業数：69 事業 (100%) | | | |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直し | 廃 止 |
| 3 事業 (4%) | 64 事業 (93%) | 2 事業 (3%) | 0 事業 (0%) |

令和3年度の主な取組等

| |
|---|
| 施策の基本方向 1 民間における女性のキャリア形成の支援 |
| [主な取組] 女性の活躍に対する事業所等の理解促進【施策1】 <ul style="list-style-type: none">・市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣・市ホームページにおいて女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報を発信 |
| [取組結果の分析・評価] <ul style="list-style-type: none">・事業所における女性管理職の割合(指標番号8)について、基準値と比較すると2.7ポイント低いことから、民間における女性のキャリア形成の支援については、成果が出ているとは言い難い状況です。・事業所等が必要としていることと、市の施策が十分にマッチしていないことが、成果が不十分な要因のひとつであると考えられます。 |
| [課題及び取組の方向性] <ul style="list-style-type: none">・事業所等において女性が活躍していくために、事業所等が市に求める施策について、しっかりと把握していく必要があるため、当該ニーズの把握方策に関する検討を行っていきます。・引き続き、事業所等への講師派遣を行うとともに、積極的な啓発や情報発信を行っていきます。 |
| [(参考)事業の実施状況等の内訳] 事業の実施状況(A:4事業 B:0事業 C:0事業 X:0事業) 事業の今後の進め方(拡充:0事業 継続:4事業 見直し:0事業 廃止:0事業) |
| 施策の基本方向 2 男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】 |
| [主な取組] 事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進【施策2】 <ul style="list-style-type: none">・市の入札参加登録における工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定・「さがみはら産業集積促進方策(STEP50)」において、工場等の立地に際し、新たに常用雇用する場合、女性130万円/人の奨励金を交付(男性の場合は最大で110万円/人) 職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進【施策3】 <ul style="list-style-type: none">・市内の事業所等が開催するハラスメント防止等をテーマに含む男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣する取組を実施 就業・再就職支援のための講座等の開催【施策4】 <ul style="list-style-type: none">・市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)や市就職支援センターにおいて、女性の就業や再就職、キャリアアップのための技能や知識の習得に繋がる講座を開催 女性の起業に向けた支援【施策4】 <ul style="list-style-type: none">・就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対してセミナーを開催・起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるワークショップや交流会の開催 |
| [取組結果の分析・評価] <ul style="list-style-type: none">・市の入札参加登録等におけるインセンティブの付与、事業所等が実施する男女共同参画に係る研修への支援や、女性の就業・再就職支援、女性起業家支援等を通じ、男女がともに働きやすい環境づくりを進めることができている。・一方で、職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合(指標番号9)は、令和9年度の目標値30%と比較すると隔たりがあるため、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が十分になされているとは言い難い状況であることから、引き続き、様々な取組を着実に進めていく必要があります。 |
| [課題及び取組の方向性] <ul style="list-style-type: none">・引き続き、市の入札参加登録等におけるインセンティブの付与、事業所等が実施する男女共同参画に係る研修への支援や、女性の就業・再就職支援、女性起業家支援等を着実に進めていきます。 |

〔(参考)事業の実施状況等の内訳〕

事業の実施状況 (A : 16事業 B : 0事業 C : 0事業 X : 0事業
その他 (不定期実施の調査のため分類不能) : 2事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 0事業 継続 : 17事業 見直し : 1事業 廃止 : 0事業)

施策の基本方向3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進【重点項目】

〔主な取組〕

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進【施策5】

- ・「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」の実施
- ・市立男女共同参画推進センター (ソレイユさがみ) におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発講座等の開催

男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進【施策5】

- ・子育てに取り組む男性向けハンドブック「お父さんといっしょ」の配布

子育て支援策の充実【施策6】

- ・「ファミリー・サポート・センター事業」(「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行うもの)の実施

- ・「子育て広場事業」(乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる集いの場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する講習会等を行うもの)の実施

介護に関する相談と情報提供の充実【施策7】

- ・「家族介護教室」の開催
- ・高齢者の介護家族・高齢者電話相談「ホッと！あんしんダイヤル」の実施

〔取組結果の分析・評価〕

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、その重要性について積極的に周知啓発に取り組むとともに、子育て、介護に係る様々な事業を着実に実施しています。
- ・また、子育て環境や介護を支える環境の充実が必要不可欠であるため、積極的に取り組む必要があります。

〔課題及び取組の方向性〕

- ・引き続き、ワーク・ライフ・バランスの重要性について積極的に周知啓発に取り組みます。
- ・児童クラブの定員拡大や放課後子ども教室の実施施設の拡大を図る等、子育て環境の充実に取り組むとともに、引き続き介護サービスの充実にも努めます。

〔(参考)事業の実施状況等の内訳〕

事業の実施状況 (A : 44事業 B : 0事業 C : 0事業 X : 3事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 3事業 継続 : 43事業 見直し : 1事業 廃止 : 0事業)

基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

成果指標

(指標番号11) 夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合

【身体的暴力】 平手で打つ

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 90.0% (R9) | 74.2% (H30) | 74.2% (H30.6) | 74.2% (H30.6) | | | | | | |

【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 65.0% (R9) | 48.9% (H30) | 48.9% (H30.6) | 48.9% (H30.6) | | | | | | |

【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細かく監視する

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 70.0% (R9) | 55.7% (H30) | 55.7% (H30.6) | 55.7% (H30.6) | | | | | | |

【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 85.0% (R9) | 70.6% (H30) | 70.6% (H30.6) | 70.6% (H30.6) | | | | | | |

【性的暴力】 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 85.0% (R9) | 70.7% (H30) | 70.7% (H30.6) | 70.7% (H30.6) | | | | | | |

【性的暴力】 いやがっているのに性的な行為を強要する

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 95.0% (R9) | 84.7% (H30) | 84.7% (H30.6) | 84.7% (H30.6) | | | | | | |

(指標番号12) DVに関わる相談場所を知っている市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 76.0% (R9) | 68.2% (H30) | 68.2% (H30.6) | 68.2% (H30.6) | | | | | | |

(指標番号13) DV被害にあった際、相談した市民の割合

| 目標値 (年度) | 基準値 (年度等) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 50.0% (R9) | 37.6% (H30) | 37.6% (H30.6) | 37.6% (H30.6) | | | | | | |

事業の実施状況

| 総事業数：20 事業（100%）() | | | |
|---------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| A [予定どおり実施] | B [概ね予定どおり実施] | C [実施できなかった] | X [コロナによる中止又は延期] |
| 20 事業（100%） | 0 事業（0%） | 0 事業（0%） | 0 事業（0%） |

() その他 1 事業（不定期実施の調査のため分類不能）

事業の今後の進め方

| 総事業数：21 事業（100%） | | | |
|------------------|------------|----------|----------|
| 拡 充 | 継 続 | 見直 し | 廃 止 |
| 2 事業（10%） | 19 事業（90%） | 0 事業（0%） | 0 事業（0%） |

令和3年度の主な取組等

| 施策の基本方向 1 DVに関する相談及び保護体制の充実【重点項目】 |
|---|
| <p>[主な取組]</p> <p>相談支援の充実【施策1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の相談・支援の実施 ・DV相談証明書の発行 <p>男性被害者等への配慮【施策2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員に対し、男性からの相談に係るスキルアップのため、男性DV相談スーパーバイズを実施 <p>性的少数者への配慮【施策2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別を限定しないDV相談の実施 ・相談員に対し、「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」を配布し、性の多様性に係る啓発を実施 <p>一時保護支援と安全確保の充実【施策3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保のため、必要に応じた一時保護を実施 <p>住民登録等の支援【施策3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が住民票の交付等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するための支援を実施 ・本市に住民登録はないものの、徴税や手当等の各種手続に伴い宛名登録（住登外登録）されているDV等被害者について、業務システム上、住所情報を非表示とする措置を実施 |
| <p>[取組結果の分析・評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の被害者のみを想定した相談を実施するのではなく、男性や性的少数者の方も含めた、性別に依らない相談を実施することにより、幅広い対象を捉えた支援を実現しています。 ・住民登録の有無に関わらず、DV等被害者の住所情報等を保護する措置を実施し、徹底して被害者の情報を保護することにより、確実な被害者の安全確保を実現しています。 |
| <p>[課題及び取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、幅広い対象を捉えた相談の実施や、確実な被害者の安全確保に取り組みます。 |
| <p>[(参考)事業の実施状況等の内訳]</p> <p>事業の実施状況（A：12事業 B：0事業 C：0事業 X：0事業）</p> <p>事業の今後の進め方（拡充：2事業 継続：10事業 見直し：0事業 廃止：0事業）</p> |

施策の基本方向 2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

[主な取組]

関係機関・団体との連携・協力体制の強化【施策4】

- ・配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議における関係機関相互の情報交換の実施

関係機関・団体との連携による自立支援の充実【施策5】

- ・神奈川県、県内市町村及び民間団体の三者の協働による被害者支援（緊急一時保護）の実施
- ・母子生活支援施設への入所支援

[取組結果の分析・評価]

- ・関係機関・団体と連携・協力し、切れ目のない被害者支援を実施しています。
- ・DV被害者の支援にあたっては、早期発見・早期支援が重要であり、庁内・庁外関係機関の連携による切れ目のない支援体制の充実が必要不可欠です。

[課題及び取組の方向性]

- ・引き続き、関係機関・団体と連携・協力し、切れ目のない被害者支援に取り組みます。

[(参考)事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況 (A : 6事業 B : 0事業 C : 0事業 X : 0事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 0事業 継続 : 6事業 見直し : 0事業 廃止 : 0事業)

施策の基本方向 3 DV根絶に向けた取組の推進

[主な取組]

DV根絶に向けた意識啓発の推進【施策6】

- ・コンビニエンスストアにおける啓発物品の配架、自治会地域情報誌への記事掲載、FMラジオ局スポット案内放送等、様々な機会を捉えた啓発活動の実施

デートDV防止に向けた意識啓発の推進【施策7】

- ・市内中学3年生にデートDV防止カードを配布

[取組結果の分析・評価]

- ・様々な機会を捉え、あらゆる年代に対し、DV防止に係る啓発を着実に実施しています。
- ・今後も被害の発生や連鎖を防ぐため、子どもから若い世代、高齢者まで、様々な機会を捉えて意識啓発を図る必要があります。

[課題及び取組の方向性]

- ・引き続き、様々な機会を捉え、あらゆる世代に対し、DV根絶に向けた啓発を実施していきます。

[(参考)事業の実施状況等の内訳]

事業の実施状況 (A : 2事業 B : 0事業 C : 0事業 X : 0事業)

その他 (不定期実施の調査のため分類不能) : 1事業)

事業の今後の進め方 (拡充 : 0事業 継続 : 3事業 見直し : 0事業 廃止 : 0事業)

一覧の見方

| ■基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進 | | | | | | | | |
|--|------------------|---|--|----------|--|------------|-----------------|------------|
| <施策の基本方向1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進> | | | | | | | | |
| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
| 施策1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | | | | | |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 審議会等の委員登用における事前協議の推進 | 審議会等の委員選任の際に、事前協議を通して女性の登用を要請するとともに、委員選任に係るガイドラインを全庁送付し、女性登用促進を図った。また、各課での委員選任結果について、各課の属する局長まで報告することにより、課単位だけでなく、局単位で女性委員登用推進に係る意識をより一層持つよう運用した。 | A | 平成22年2月に事前協議を開始してから審議会等の女性委員登用率は上昇していたが、平成28年度をピークに減少傾向にあった。令和3年度においては、前年度と比較し増加に転じているため、事前協議をより一層徹底し、女性の参画拡大を目指す。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 会議等における保育の実施 | 審議会等の委員選任に係るガイドラインの中で、保育を必要とする委員への配慮を要請した。 | A | 今後も女性の政策・方針決定過程への参画を促進する環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 相模原市女性人材名簿の活用 | 政策及び方針決定過程への女性の参画を促進するため、多方面にわたる人材を「相模原市女性人材名簿」に登録するとともに、市審議会等の委員の公募情報を人材名簿登録者に提供した。 ・登録人数 10人(令和3年度末時点) | A | 今後も女性の政策・方針決定過程への参画を促進する環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(相模原市特定事業主行動計画)の実施【女性職員のキャリア形成等】 | ・女性職員の管理職への登用を図った。 (令和4年4月1日現在 21.6% / 前年より0.9ポイント増加) ・女性職員を多様なポストに積極的に登用するとともに、事務の分担において意欲や能力に応じた人事配置を行った。 ・能力開発期(主事級、主任級)において、様々な部門を経験するよう人事異動(ジョブローテーション)を実施した。 ・将来の目標となる女性管理職のロールモデル紹介を2例実施した。 ・各所属の事務分担について、性別にとらわれて固定しないよう促した。 ・外部研修専門機関(市町村アカデミー)へ女性職員派遣し | A | 管理職に占める女性割合を令和7年4月1日までに30%とすることを目標にしているため、仕事と家庭の両立応援セミナー、メンター制度、管理職等への研修の実施をとおして意識啓発を継続して行い、女性がより働きやすい職場環境づくりを行うとともに、女性職員の育成に努 | 継続 | | 人事・給与課 |

表題

・体系図(p2)の「基本方針」及び「施策の基本方向」ごとの一覧となっています。

内容

- ・体系図(p2)の「施策」の下に設定してある具体的な内容の「No.」及び「内容」を記載しています。
- ・内容の詳細については、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」をご確認ください。

実施状況

・事業の実施状況に関する所管課の自己評価です。詳細は、5ページをご確認ください。

今後の進め方

・事業の今後の進め方に関する所管課の自己評価です。詳細は、5ページをご確認ください。

再掲内容No.

・再掲事業について、No. を記載しています。

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

< 施策の基本方向 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|---|------------------|--|--|----------|---|------------|-------------|---|
| 施策 1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | | | | | |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 審議会等の委員登用の事前協議の推進 | 審議会等の委員選任の際に、事前協議を通して女性の登用を要請するとともに、委員選任に係るガイドラインを全庁送付し、女性登用促進を図った。また、各課での委員選任結果について、各課の属する局長まで報告することにより、課単位だけでなく、局単位で女性委員登用推進に係る意識をより一層持つよう運用した。 | A | 平成22年2月に事前協議を開始してから審議会等の女性委員登用率は上昇していたが、平成28年度をピークに減少傾向にあった。令和3年度においては、前年度と比較し増加に転じているため、事前協議をより一層徹底し、女性の参画拡大を目指す。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 会議等における保育の実施 | 審議会等の委員選任に係るガイドラインの中で、保育を必要とする委員への配慮を要請した。 | A | 今後も女性の政策・方針決定過程への参画を促進する環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 1 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | 相模原市女性人材名簿の活用 | 政策及び方針決定過程への女性の参画を促進するため、多方面にわたる人材を「相模原市女性人材名簿」に登録するとともに、市審議会等の委員の公募情報を人材名簿登録者に提供した。 ・登録人数 10人(令和3年度末時点) | A | 今後も女性の政策・方針決定過程への参画を促進する環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(相模原市特定事業主行動計画)の実施【女性職員のキャリア形成等】 | ・女性職員の管理職への登用を図った。 (令和4年4月1日現在 21.6% / 前年より0.9ポイント増加) ・女性職員を多様なポストに積極的に登用するとともに、事務の分担において意欲や能力に応じた人事配置を行った。 ・能力開発期(主事級、主任級)において、様々な部門を経験するよう人事異動(ジョブローテーション)を実施した。 ・将来の目標となる女性管理職のロールモデル紹介を2例実施した。 ・各所属の事務分担について、性別にとらわれて固定しないよう促した。 ・外部研修専門機関(市町村アカデミー)へ女性職員派遣した。 | A | 管理職に占める女性割合を令和7年4月1日までに30%とすることを目標にしているため、仕事と家庭の両立応援セミナー、メンター制度、管理職等への研修の実施をとおして意識啓発を継続して行い、女性がより働きやすい職場環境づくりを行うとともに、女性職員の育成に努める。 | 継続 | | 人事・給与課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 女性教員の校長・教頭への積極的登用 | 女性教員の校長・副校長への積極的登用を図った。 【令和4年4月1日現在の市女性教員の登用状況】 ・小学校 校長 70人中 24人(34.3%) 副校長 71人中 39人(54.9%) ・中学校 校長 35人中 6人(17.1%) 副校長 36人中 10人(27.8%) ・義務教育教育学校 校長 1人中 0人(0%) 副校長 2人中 1人(50.0%) ・大野南中学校分校(夜間学級) 副校長 1人中 0人(0%) | B | 小学校と中学校の登用に大幅な開きがある。今後も女性教員の人材育成と積極的な活用を図る。 | 継続 | | 教職員人事課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 職員厚生会による育児休業者を対象としたセミナーの開催 | コロナ禍のため、集合研修形式のセミナーに替え、実際に育児休業を取得し職場復帰した職員の体験談や育児に関する情報をまとめた「子育て通信」を作成し、対象者に提供した。 ・対象者数 171名 | A | 今後も継続してセミナーを開催する。 | 継続 | | 職員厚生課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 九都県市ワーク・ライフ・バランス推進連絡会 | 九都県市ワークライフバランス推進連絡会で決定した一斉定時退庁の取組【8月3日(水)】を実施した。 | A | 今後も庁内関係各課が連携を図りながら積極的なワーク・ライフ・バランスへの取組を進める。 | 継続 | | 人事・給与課 人権・男女共同参画課 こども・若者政策課 産業・雇用対策課 |
| 2 | 女性職員の管理職等への登用推進 | 相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(相模原市特定事業主行動計画)の実施【ワーク・ライフ・バランスの推進】 | ・職員評価制度において、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を管理職の評価項目の基準行動とした。 ・長時間労働該当職員が2名以上いる場合、所属長には、産業医 面談の実施や調査票の提出を依頼している。 ・在宅勤務・サテライトオフィス勤務を実施した。 ・ズレ勤務を実施した。 ・各所属において、課内会議等における周知、休暇取得計画表の活用等により、夏季休暇を含めた休暇取得の促進を図った。 | A | 令和6年度までに一月あたりの時間外勤務時間45時間以内の職員の割合(管理職以外)100%を目標達成に向けた取組を継続する。 | 継続 | | 人事・給与課 |

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

< 施策の基本方向 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|---|----------|--|------------|--------------|------------|
| 3 | 政治分野における男女共同参画の推進 | 地方議会における男女共同参画の実施 | ・議会基本条例を改正し、ハラスメント禁止規定を追加した。 ・会議規則を改正し、欠席事由に「公務」「育児」「看護」「介護」等を追加するとともに、産前産後休暇を明文化した。 | A | 今後も継続して男女共同参画に向けた土壌づくりを行う。 | 継続 | | 議会総務課 |
| 3 | 政治分野における男女共同参画の推進 | 女性の政治参画講演会 | 女性の政治への関心を促進する講演会を開催した。 ・開催数 1本 ・参加者数 15人 | A | 引き続き講演会等を開催し、政治分野への女性の参画に資する取組を進める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策2 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | | | | | |
| 4 | 女性の活躍に対する事業所等の理解促進 | 事業所等における女性活躍の促進(情報発信等) | 事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。 | A | 今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。 | 継続 | 4,35,37 | 人権・男女共同参画課 |
| 4 | 女性の活躍に対する事業所等の理解促進 | 男女共同参画研修等支援事業 | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 3回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 4,5,35,36,37 | 人権・男女共同参画課 |
| 5 | 事業所等における女性のキャリア形成の支援 | 女性起業家支援事業 | 就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対して、セミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全7回) 22人 ・ワークショップ&交流会 2回 計28人 | A | セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。このため、産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。 | 継続 | 5,36,45 | 企業誘致推進課 |
| 5 | 事業所等における女性のキャリア形成の支援 | 男女共同参画研修等支援事業 | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 3回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 4,5,35,36,37 | 人権・男女共同参画課 |
| 施策3 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | | | | | |
| 6 | 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 | 新任自治会長研修会の開催 | 左記研修会のテキストのひとつである「自治会活動の手引き」において、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求めるページを掲載し、意識啓発を図った。 | A | 引き続き「自治会活動の手引き」等により、意識啓発を図る。 | 継続 | | 市民協働推進課 |
| 施策4 男女の地域活動・市民活動への参画促進 | | | | | | | | |
| 7 | 男女の地域活動・市民活動への参画促進 | ボランティア活動への理解促進のための情報の収集・提供 | 市民活動を支援する拠点である「さがみはら市民活動サポートセンター」で、会議等の場の提供、市民活動活性化のための情報の収集・提供及び相談に対するアドバイス等を行った。 【利用実績(延べ数)】 ・会議室 2,388名 ・オープンスペース 780名 ・相談 160名 | A | ・今後も、様々な分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する拠点として、活動の場の提供や情報の発信などの支援事業に取り組んでいく。 ・市民のニーズの多様化や複雑化などによる市民活動の高まりに対し、「さがみはら市民活動サポートセンター」の機能の充実を図る。 | 継続 | | 市民協働推進課 |
| 7 | 男女の地域活動・市民活動への参画促進 | 相模原市社会福祉協議会によるボランティアセンター運営事業の支援 | ボランティアセンターを設置して市内ボランティア活動の促進を図る市社会福祉協議会に対し運営費や周知活動の支援を行った。 | A | 引き続き、ボランティアセンター運営の実績とノウハウを有する市社会福祉協議会の当該事業について支援を行う。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

< 施策の基本方向 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|------------------------------|--------------------|----------------|---|----------|--|------------|-------------|------------|
| 施策 5 消防防災分野への女性の参画の拡大 | | | | | | | | |
| 8 | 消防における女性の参画拡大 | 消防団活動への女性の参画促進 | 歳末火災特別警戒に合わせ、女性団員による消防団車両を活用した広報活動の実施や、消防団が作成する広報紙などで女性の活動をPRすることにより、消防団活動への女性の参画を促進した。 | A | 平成24年度から、主に予防・広報を担当する女性分団のほか、現場活動を行う分団に女性を配属している。女性団員の活動を積極的に支援し、消防団活動への女性の参画をさらに促進する。 | 継続 | | 消防総務課 |
| 9 | 防災施策への男女共同参画の視点の反映 | 女性の擁護にたった災害対策 | 妊産婦など、様々な事情を抱えた方の視点を踏まえて、「さがみはら防災ガイドブック」の改訂を行った。 | A | 今後、避難所運営マニュアル及びさがみはら防災ガイドブック等を改訂する際の参考とするため、男女共同参画の視点をふまえた防災対策に係る研修等へ職員が参加する。 | 継続 | | 危機管理課 |
| 9 | 防災施策への男女共同参画の視点の反映 | 女性視点の防災講座 | 外部講師を招き、災害時のトイレ対策から学ぶ、男女共同参画防災講座を開催した。 ・開催数 1本 ・参加者数 21人 | A | 引き続き、女性視点からの防災講座を開催する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------|--|----------|---|------------|-----------------|--------|
| 施策 6 ひとり親家庭の生活安定と自立支援 | | | | | | | | |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | 自立支援教育訓練給付金の支給 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給した(支給額 対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円×修業年数、下限1万2千円))。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の金額から当該給付金の支給額を差し引いた額 ・給付件数21件 | A | 今後も継続して給付金を支給する。 | 継続 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | 高等職業訓練促進給付金の支給 | 母子家庭の母及び父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練が修了した後に修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にした。 ・給付件数 37件 | A | 支給要件の緩和を行い、給付金を支給する。 | 拡充 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親が、より良い条件で就職することを支援するため、高卒認定試験合格のための指定講座修了時、及び高卒認定試験合格時に受講費用の一部を支給する制度について、周知を行った。 | A | 今後も事業の周知に努め、受講費用の一部を支給する。 | 継続 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸付けた。 (貸付件数) ・入学準備金 14件 ・就職準備金 8件 | A | 貸付資金に「住宅支援資金」を追加し実施する。 | 拡充 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭の父母等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努めた。 ・派遣実績 14件 | A | 類似事業との整理・統合を検討する。 | 見直し | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭等生活上事業 | ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 | X | 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、今後も継続してひとり親家庭等への生活支援事業を実施する。 | 継続 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | ・児童とその養育者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、ひとり親家庭や父か母に重度の障害がある家庭などの医療費を助成した。 【対象者】 健康保険に加入している方で、母子家庭、父子家庭、父か母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの児童(原則として高校卒業まで)とその養育者 【所得制限額】 父又は母等...192万円+扶養1人につき38万円 扶養義務者等...236万円+扶養1人につき38万円 及び をとも下回ることが必要 【扶助費(令和3年度)】 ・金額(円) 320,498,752円 ・人数(月平均) 9,160人 ・件数(年間合計) 118,964件 ・一人当たり医療費(年額) 34,989円 | A | 現状どおり事業を実施していく | 継続 | | 子育て給付課 |
| 10 | ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金など12種類の資金の貸し付けを実施した。(平成14年度までは神奈川県事業) (貸付実績) ・母子 187件 ・父子 8件 ・寡婦 7件 | A | 今後も継続して貸付を実施する。 | 継続 | | 子育て給付課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|-----|---|----------------------------|---|----------|---|------------|-----------------|------------|
| 10 | ひとり親 家庭の親 子が安心 して暮ら せる環 境の整 備 | 母子・父子自立支 援プログラム策定 事業 | 児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生 活状況、就業への意欲、資格取得の取組等について状況把握 を行い、自立支援プログラムを策定した。 ・策定件数 2件 | A | 効果的な事業となるよう 実施方法を見直すともに 、策定件数の増加を目 指す。 | 見直し | | 子育て給付 課 |
| 10 | ひとり親 家庭の親 子が安心 して暮ら せる環 境の整 備 | 母子福祉資金等 の利子補給 | 福祉資金の貸し付けを受け、その年分の償還を完了した借受 者に対し、利子補給を実施した。 ・給付件数 39件 | A | 今後も継続して利子補給 を行う。 | 継続 | | 子育て給付 課 |
| 10 | ひとり親 家庭の親 子が安心 して暮ら せる環 境の整 備 | ひとり親家庭相談 | 福祉資金の貸付、就業などの生活一般について、ひとり親家庭 の自立のための相談に応じ、必要な指導や助言を行った。 ・相談件数2,873件 | A | 今後も継続してひとり親 家庭相談を行う。 | 継続 | | 子育て給付 課 |

施策7 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援

| | | | | | | | | |
|----|--|---|--|---|--|----|--|---------------|
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | さがみはら成年後 見・あんしんセン ターにおける事業 | 日常生活において、財産の保全又は管理が困難な高齢者及び 障害者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るため、日常 生活自立支援事業及び法人後見事業を実施した。 ・書類等預かりサービス(高齢者6件、障害者17件) ・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス(高齢者 73件、障害者109件、その他1件) ・法人後見受任 補佐・補助含む(高齢者11件、障害者15件) | A | 今後も制度の普及・啓発 に努め、利用の促進を図 るとともに、令和4年度よ り新たに「みまもりエン ディングサポート事業」を 実施する。 | 拡充 | | 高齢・障害者 福祉課 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | 精神障害者保健 福祉手帳の交付 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を行った。 ・令和3年度申請件数 6,570件(新規・更新・変更・再交付 等) ・令和3年度承認件数 5,250件 | A | 今後も継続して手帳の交 付を行う。 | 継続 | | 精神保健福 祉課 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | 身体障害者手帳、 療育手帳の交付 | 身体障害者手帳、療育手帳の交付を行った。 ・身体障害者手帳交付件数(新規等及び紛失等再交付) 2,520件 ・療育手帳交付件数(新規等及び紛失等再交付) 1,744件 | A | 今後も継続して手帳の交 付を行う。 | 継続 | | 障害者更生 相談所 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | 障害者に関する 各種判定 | 障害者に関する各種判定を行った。 ・補装具費支給判定、処方及び適格判定 732件 ・更生医療支給判定 73件 ・医学的・心理学的・職能的判定 20件 ・療育手帳判定 271件 | A | 今後も継続して判定を行 う。 | 継続 | | 障害者更生 相談所 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | シルバー人材セン ターによる一般労 働者派遣事業 | 高齢者の就業機会を確保し、提供するため、シルバー人材セン ターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所など に派遣する方法により業務を行う、一般労働者派遣事業を実 施した。 ・受託実績 50件(27人の会員が派遣社員として就業) | A | 請負または委任業務と一 般労働者派遣事業とのす み分けを行い適正な就業 に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者 福祉課 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | シルバー人材セン ターによるワンコ インサービス(相 模シルバーそよ風 サービス)事業 | 依頼者の快適な住環境等、生活の質的向上の維持を図るた め、地域貢献的な生活支援サポート事業として、日常の暮らし のちょっとした困りごとに対し、センターの会員が短時間で支援 するワンコインサービスを実施した。 ・受託実績 565件(就業実人員 93人) | A | 一つひとつ親切、丁寧に 作業することで地域の信 頼を得て、また次の受注 に繋げることで、センター 及び事業を広く周知す る。 | 継続 | | 高齢・障害者 福祉課 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | 福祉用具購入費 支給 | 介護認定を受けた被保険者に対して、福祉用具購入費用の9 割、8割又は7割を保険給付した。(10万円を限度) ・福祉用具購入費支給件数 2,499件 | A | 引き続き制度を周知する とともに適切な保険給付 に向けた取組みを進め る。 | 継続 | | 介護保険課 |
| 11 | 高齢者や 障害のあ る人が安 心して暮 らせる環 境の整 備 | 住宅改修費支給 | 介護認定を受けた被保険者に対して、住宅改修費用の9割、8 割又は7割を保険給付した。(20万円を限度) ・住宅改修費支給件数 2,005件 | A | 引き続き制度を周知する とともに適切な保険給付 に向けた取組みを進め る。 | 継続 | | 介護保険課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|-----|--------------------------|-------------------------------|---|----------|--|------------|-----------------|---|
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 県央障害者就職面接会 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 | X | 労働局の方針により、県央での共催ではなく本市単体での小規模開催に変更する予定。 | 見直し | | 産業・雇用対策課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 市営住宅入居選考時優遇措置 | 市営住宅入居決定者のうち選考時優遇措置を実施した。 ・障害者世帯数 21世帯 | A | 引き続き、実施する。 | 継続 | | 市営住宅課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | シルバー人材センターによる生きがいのための就労の支援 | 臨時的かつ短期的な就業その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供を実施した。 ・会員数 2,930人 ・受託件数 23,215件 ・就業延人員 234,763人 | A | 受託事業の拡大による就業率の向上、就業機会の確保・提供を図るため、センターの策定した「中期計画」の着実な実行について支援する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 老人福祉センター及びふれあいセンターによる高齢者福祉の向上 | 主に高齢者の福祉の向上に寄与するために運営した。(5施設) ・年間利用者数 51,736人 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、利用者のニーズを反映した講座の開催等で利用者増を図る。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 各種障害サービスの窓口業務 | ケースワーカー等による相談、指導を実施した。 (緑高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談4,928件(緑) ・身体知的福祉相談1,571件(城山・津久井・相模湖・藤野) ・精神保健福祉相談1,480件(緑) ・精神保健福祉相談1,011件(津久井) (中央高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談12,467件 ・精神保健福祉相談3,930件 (南高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談10,948件 ・精神保健福祉相談4,032件 | B | 相談体制の充実と情報提供を行う | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 口腔機能向上事業 | 「シニアのための歯っぴー健口セミナー」 ・1コース(5回)開催:参加者 実人数2人/延人数10人 「お口の健康教室」 ・実施回数:5回、参加者数:114人 | A | 「シニアのための歯っぴー健口セミナー」については参加希望者が減少しているため事業の見直しが必要 「お口の健康教室」 ・引き続き、広く周知し利用を促す。 | 見直し | | 高齢・障害者支援課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | もの忘れ相談 | 月1~2回、開催1回につき2名定員。医師による認知症についての対応方法や医療などについての相談を実施した。 ・開催回数 24回 ・相談者数 延べ45人 | A | 今後も継続して実施していく。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 障害福祉相談員 | 市内の障害者及びその家族の実態を把握し、障害者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言等を行うため、市内障害児者福祉団体等から障害福祉相談員を設置した。 ・障害福祉相談員 30人 ・実践活動 391件 ・相談助言 559件 | A | 相談員は、障害福祉団体等から推薦のあった身体障害者又は、知的障害者、精神障害者の当事者や保護者であり、身近に相談できる存在となっている。相談業務が円滑に遂行できるよう、相談を受けるうえで困ったことや解決が難しい案件については適宜報告いただくものとする。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|-----|--------------------------|------------------------------|---|----------|---|------------|-----------------|---|
| 11 | 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 | 地域リハビリ相談事業 | 65歳以上の者で運動、口腔、栄養等に課題がある者に対して、生活機能の維持、向上に向けて相談・助言をした。 ・来所 45回 / 延べ53人 ・訪問 205回 / 延べ205人 | A | 引き続き地域包括支援センターと連携し、運動、口腔、栄養等に課題がある者に生活機能の維持・向上に向けて専門職を派遣し、相談・助言をしていく。また、民間リハ職の活用を進め拡充を図る。(一般介護予防事業) | 拡充 | | 高齢・障害者支援課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | 障害者スポーツ講座、障害者ふれあい文化講座 | 事業実施に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施すべき事項を定めた要項に基づき、感染症対策を行うとともに、一部講座については、ZOOMによるオンライン参加と対面参加の同時開催を行う等の工夫をし、各講座を実施した。 ・障害者スポーツ講座 16回 ・障害者ふれあい文化講座 3回 | A | 引き続き、障害者の社会参加を促進するために学習機会や情報提供の充実に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | 社会参加促進事業 | 精神障害者の社会参加促進のため、講座や動画配信を行った。 ・地域共生社会活動：精神障害当事者から障害理解に向けた一言メッセージの募集・展示、メッセージに対する感想等ももとに共にささえあい、生きる社会の実現に向けたポスターの作成 ・リカバリー講演会：2回 ・WRAP出前講座：3回 ・ピアサポーターフォローアップ研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 | A | 引き続き市民に対する精神保健福祉の普及啓発を精神障害当事者とともに実施することで、精神障害者が社会参加の機会が得られ、地域で自分らしく暮らしていけるように取り組む。 | 継続 | | 精神保健福祉センター 緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | 相模原市精神障害者地域交流事業 | 令和2年度に実施できなかった家族の立場から語る高次脳機能障害をテーマに講演会は実施した。オンラインで当事者や家族、障害福祉サービス事業所の職員等が参加し、高次脳機能障害について理解を深めた。 ・参加者 45人 | A | 引き続き、高次脳機能障害の普及啓発を行っていく。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | メンタルヘルス市民講座 | 新型コロナウイルス感染予防の観点から令和2年度に続き、講演会は中止としたが、県立精神医療センターの医師に協力いただき、コロナ禍で気を付けたいリスク等に関する講義動画を市ホームページに掲載。 【掲載動画】各動画とも10分程度 ○コロナで気を付けたい依存症のリスク ○コロナで気を付けたい自殺のリスク ○コロナで気を付けたい思春期ゲーム・インターネット依存症 | A | こころの健康に関する普及啓発は今後も重要性が増すと考えられることから、対面方式に基本としつつも、オンライン講座の実施や市ホームページでの情報発信等、効果的な開催方法を検討し実施していく。 | 継続 | | 緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 精神保健福祉センター |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | 老人クラブによる地域貢献やスポーツ・レクリエーション活動 | 事業内容等(開催時間や回数)を変更し、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、社会奉仕の日統一活動、友愛活動、及び各種スポーツ・レクリエーション事業等を実施した。 ・会員数 10,712人 | A | 引き続き、若年会員の加入促進運動の推進、組織活性化のための充実強化を支援する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | 高齢者地域活動支援事業 | 地域活動への橋渡しとなるような地域活動入門講座及びマッチング相談会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため事業を全て中止した。 | X | 地域活動入門講座について、講師の知名度の低さや地域住民の求めるニーズと講座の内容が合っていないという意見があったことから、より魅力的な講座を検討し、開催する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | シニアWebサイトの管理 | 「いきいきシニア応援サイト」の更新を行い、地域活動等に関する情報発信を行った。 | B | 今後も必要に応じ更新を行い、地域活動等に関する情報発信を行う。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 12 | 高齢者や障害のある人の社会参加の促進 | あじさい大学による学習機会の充実 | 新型コロナウイルス感染症対策として、全事業を中止した。 | X | 類似事業の見直しにより、教育局生涯学習部生涯学習センター主管の市民大学と令和4年度から統合し、市民大学あじさい大学コースとして開催する。 | 廃止 | | 高齢・障害者福祉課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|---|---------------------|--|--|----------|---|------------|-----------------|---------|
| 施策 8 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり | | | | | | | | |
| 13 | 多文化理解・国際交流の促進 | 市民活動団体と連携した事業 | さがみはら国際交流ラウンジにおいて、国際交流や国際理解を深めるイベントや講座などの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又はオンラインを活用して実施した。 【国際理解講座】 「ドイツ国際平和村に学ぶ」をテーマにオンライン講座を実施 ・実施日：10月3日 ・参加人数：36人 【世界のひろば】 外国人が自国の文化や歴史を紹介するオンライン交流会を実施 ・実施日：4月・6月・8月・10月・12月・2月 ・参加人数：延べ118人 【国際理解推進活動への外国人ボランティアの派遣】 公民館や学校等の依頼に基づき外国人ボランティア講師を派遣 ・派遣件数：2件(中学校・公民館) ・参加人数：延べ274人 【外国語講座】 外国語の入門講座をオンラインで実施 ポルトガル語 ・実施日：6月6日・13日・20日・27日 ・延べ51人 中国語 ・実施日：10月10日・23日・24日・30日 ・延べ36人 | A | 市内の大学や企業、団体などと連携し、イベントや講座への参加促進を図る。また、オンラインでの開催を検討するなど、気軽に参加しやすい環境の整備を図る。 | 継続 | | 国際課 |
| 13 | 多文化理解・国際交流の促進 | 英語多読コーナーの充実 | 利用の多い初級・中級の資料を中心に、英語多読向けの資料を収集した。 ・冊数 50冊 | A | 為替による単価変動によって購入冊数に影響が生じやすい点を懸念しているが、引き続き予算を割当て、資料の収集に取り組む。 | 継続 | | 相模大野図書館 |
| 13 | 多文化理解・国際交流の促進 | 東京2020オリンピック・パラリンピック関連企画展「相模原にオリンピックがくる」 | 相模原での1964年の東京オリンピック関係資料紹介と東京2020大会のPRを行った。来場者数8,234人(令和3年5月22日～7月4日)。また、以下の関連事業を実施した。 ・展示解説動画配信...視聴回数延べ237回(令和4年3月31日時点) ・東京オリンピック・パラリンピック記念ピンバッジ配布...2,319個 ・ミニ展示「雑誌や記録集でみる1964東京オリンピック」...来場者数10,223人(令和3年3月23日～5月9日) ・東京2020大会開幕100日前記念イベント公式アートポスター展(オリンピック)...来場者1,098人(令和3年4月14日～18日) ・東京2020大会開幕前100日前記念イベント公式アートポスター展(パラリンピック)...来場者947人(令和3年5月16日～21日) ・聖火リレートーチ巡回展示(オリンピック・パラリンピック推進課運営)...来場者数1,487人(令和3年6月18日～20日) ・2020大会直前・PRミニ展示...来場者数11,481人(令和3年7月6日～9月5日) | A | 大会終了に伴い、当該事業を今後も継続または内容を変更して実施する予定はない。ただし、令和3年度にオリンピック・パラリンピック推進課より東京2020大会関連資料を134件319点受入れており、これら大会レガシーを後世に継承しつつ活用し、機会をとらえ周年企画等の実施を検討する。 | 廃止 | | 博物館 |
| 14 | 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 | 情報提供の推進 | フェイスブックで外国語の情報発信を行ったほか、さがみはら国際交流ラウンジホームページで生活情報や行政情報、緊急時に必要な情報などを多言語でお知らせした。 | A | ホームページやフェイスブックなど、多様なツールにより情報提供を図る。 | 継続 | | 国際課 |
| 14 | 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 | 市民活動団体と連携した事業 | さがみはら国際交流ラウンジにおいて、ボランティア及び行政書士による相談会を実施した。 【ボランティア相談会】 ・実施日：毎週火曜と金曜の午後1時から4時、第2第4土曜日の午後1時から4時 ・相談件数：257件 【行政書士相談会】 ・実施日：毎月第2土曜日午後 ・相談件数：27件 【通訳ボランティア派遣】 ・通訳ボランティア：131件 | A | 相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図る。 | 継続 | | 国際課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|-----|---------------------|--------------------------------|--|----------|---|------------|-----------------|--------|
| 14 | 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 | 「外国人相談」、「外国人法律相談」及び「在留手続相談」の実施 | 各区役所市民相談室において在留外国人に対する多言語での相談対応を実施した。また、令和3年12月より中央区役所市民相談室にて出入国管理局横浜支局職員による「在留手続相談」を開始した。 【中央区役所市民相談室】 ・英語(月曜日) / フィリピン語(火曜日) / 中国語(水曜日) / ベトナム語(木曜日) / スペイン語(金曜日) / ポルトガル語(金曜日) ・相談者数: 457人 相談内容別件数: 542件(法律相談及び在留手続相談含む) 【緑区役所市民相談室】 ・相談者数: 0人 相談内容別件数: 0件 【南区役所市民相談室】 ・相談者数: 9人 相談内容別件数: 9件 | A | より多くの在留外国人に利用いただけるよう更なる効果的な事業周知が課題だと考えており、今後も引き続き事業周知の広報媒体や手法についての検討を進める。 | 継続 | 14,56 | 区政推進課 |
| 14 | 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 | 外国語版子育てガイドの発行 | 8言語(英・中国・ポルトガル・タガログ・ベトナム・韓国・スペイン・クメール語)を外国人登録等の窓口に配架するほか、母子健康手帳交付時等に配布した。 | A | 各言語を適宜更新し、発行していく。 | 継続 | | こども家庭課 |
| 14 | 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 | 市民活動団体と連携した事業 | 外国人に対し防災意識の啓発・向上を行うための「防災バスツアー」などの事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、防災訓練のみ実施した。また、外国人に日本語を無料で教える日本語教室の支援(会場確保やボランティアの資質向上のための研修会の実施など)を行うことにより学習機会の充実を図った。 【防災訓練】 ・開催日: 12月5日 ・参加人数: 17人 【日本語ボランティア養成講座】 ・実施日: 9月6日から11月8日までの毎週月曜日 ・参加人数: 延べ185人 | A | ホームページやフェイスブックなどを活用し、学習機会の周知を図る。 | 継続 | | 国際課 |
| 15 | 外国につながる子どもへの学習支援 | ALT派遣事業 | 61人のALTを市内の中学校・小学校に配置し、授業やその他の活動を通して、国際理解を深めた。 | A | 今後も継続して、ALTの派遣を行う。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 15 | 外国につながる子どもへの学習支援 | 日本語巡回指導講師、日本語指導等協力者の派遣 | 【派遣回数】 日本語巡回指導講師 3,023回 日本語指導等協力者 615回 | A | 日本語を母語としない児童・生徒の支援を引き続き行う。 | 継続 | | 学校教育課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容 No. | 所管課 |
|-------------------------------------|-------------------|---------------------|--|----------|--|------------|-----------------|------------|
| 施策 9 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進 | | | | | | | | |
| 16 | 性自認や性的指向に関する理解の促進 | パートナーシップ宣誓制度 | 令和2年4月より導入しているパートナーシップ宣誓制度において、互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者の方とそのパートナーの方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付した。 また、令和2年12月から開始している川崎市との都市間連携により、宣誓制度に関する転出・転入時の手続を簡略化した。 ・宣誓件数 25件(令和3年度末時点) ・申告件数(都市間連携件数) 1件 | A | 今後も制度の周知拡大を図り、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解を促進する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 16 | 性自認や性的指向に関する理解の促進 | 性の多様性啓発リーフレットの配布 | 性の多様性の在り方について市民へ周知するため、啓発リーフレットを配布し、当該リーフレットを広く公開した。 | A | 引き続き、当該リーフレットの周知・啓発を実施する他、令和2年8月に策定した「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」に基づき、市職員等に対し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、状況に応じた適切な対応を行うよう促す。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 16 | 性自認や性的指向に関する理解の促進 | 性の多様性の理解促進に係る講演会・講座 | 当事者を講師に招き、性の多様性に関する講演会を開催した。 ・開催数 2本 ・参加者数 103人 | A | 引き続き、講演会等の開催を通して、性の多様性に関する社会的な理解を促進する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 16 | 性自認や性的指向に関する理解の促進 | 家庭向け性教育読本の発行 | 家庭用性教育読本「さわやか」を小学校及び義務教育学校4年生保護者に配布し、ダイジェスト版については、全学年の保護者が閲覧できるように教育センターホームページに掲載した。 | A | より多くの家庭において役立つ誌面づくりに努める。 | 継続 | 16,31 | 教育センター |
| 17 | 性的少数者への支援体制の充実 | LGBTsクローズドミーティング | 性的少数者の方やその家族が、安心して自分を語ることできる交流会を開催した。 ・開催回数 5回 ・参加者数 7人 | A | 引き続き、LGBTsクローズドミーティングを開催し、性的少数者の方やその家族の方が、安心して話ができる環境づくりを行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康保持増進への支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|------------------------------|--------------------|--------------------------------|--|----------|--|------------|-------------|------------|
| 施策 1 0 生涯を通じた健康づくりの支援 | | | | | | | | |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 男女共同参画による健康支援事業 | 男女がともに心と体の健康を、日常生活の中で維持、増進できるように知識や技術を習得する学習機会を提供した。 ・3本 ・参加者数 101人 | A | 今後も生涯を通じた健康保持を支援する事業を継続する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 市民が主体となった健康づくりの推進 | 「健康づくり普及員連絡会」「食生活改善推進団体わかな会」「さがみはら市民健康づくり会議」等の市民団体と連携し、市民が主体となった健康づくりに関する様々な事業を実施したほか、地域で活動する人材を育成した。 ・わかな会への栄養改善事業実施委託(生活習慣病予防等)(実施回数:27回/参加者数(延べ):391人) ・健康づくり普及員連絡会への地域づくり普及事業委託 市内27地区の各協議会で実施。(実施回数:192回/参加者数(延べ):4,444人) ・さがみはら市民健康づくり会議への健康づくり推進委事業委託 ラジオ体操実施会場マップの作成、「心とからだの健康づくり」動画制作、ラジオ体操講習会の実施(参加者数44名) | A | 令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされた事業が一部あったが、今後感染症対策の緩和が見込まれることから、引き続き着実な事業の展開を図っていく。イベントの実施に当たっては、効果的な場所の選定や他のイベントと合同で実施するなど、運用方法について検討していく。 | 継続 | | 健康増進課 |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 「健活!チャレンジ」の実施 | 身近で気軽な健康づくり活動の習慣化を図るため、ウォーキングなどの健康づくりに取り組んだ市民等に対して抽選で景品を贈る「健活!チャレンジ」を実施した。 ・合計参加者数(延べ) 5,234人 ・アプリコース参加者数(延べ) 4,315人 ・レポートコース参加者数(延べ) 871人 | A | コロナ禍でも一人で取り組める事業として、市民の健康づくりのために継続が必要な事業である。多くの人が参加できるように、事業者や任意の団体でのグループ参加(5人以上)を新規取組として検討している。事業評価をする手段が、事業アンケートに限定されており、効果測定が課題である。 | 継続 | | 健康増進課 |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 歯と口腔の健康づくり | 成人歯科健診、口腔がん検診、歯科健康相談等を実施した。また、普及啓発事業として、市歯科医師会との連携により「高齢者のよい歯のコンクール」「大学生向け歯科保健指導」等を実施するほか、歯と口腔の健康週間等における庁舎への啓発パネルの展示等を実施した。また、新たに「障害のある方のための歯科医療機関名簿」や高齢者のための口腔ケア冊子の作成をした。 [成人歯科健診]受診者:2,845人 [口腔がん検診]受診者:183人 | A | 引き続き各関係機関と連携・目的の共有を図りながら継続して実施する必要がある。また、SNS等を利用するなど、効果的かつ多様な方法で普及啓発等を実施していく必要がある。 | 継続 | | 健康増進課 |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 女性の健康教室 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせた。 | X | 女性の心と身体の変化を理解し、対処を学ぶ場として成果があるため、継続して実施する。 | 継続 | | 中央保健センター |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 生活習慣病予防教室 病態別健康教育 成人栄養相談 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施、または実施を見合わせた。 ・生活習慣病予防教室 実施回数(全市):2回 参加者数(全市):3名 ・病態別健康教育 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全て中止 ・成人栄養相談 実施回数(全市):72回 相談者数(全市)131名 | A | 健康寿命延伸のため、生活習慣病予防は重要であることから、継続して実施する。 | 継続 | | 中央保健センター |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 骨粗しょう症予防事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。実施回数(全市):2回 参加者数(全市):73名 | A | 健康寿命延伸のため、生活習慣病予防は重要であることから、継続して実施する。 | 継続 | | 中央保健センター |
| 18 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | がん予防普及啓発 | ・乳がん:ピンクライトアップ、子育て世代への乳がんグローブとリーフレットの配布、横断幕・懸垂幕・のぼり旗設置、SNS・市内大型ビジョン・広報紙での情報発信、施設ロビーでの展示 ・子宮頸がん:横断幕・のぼり旗設置、市内大学へのリーフレット等の配布、施設ロビーでの展示、はたちのつどいでのノベルティ・ポスター配架(3か所) | A | コロナ禍で低下したががん検診受診率の回復に向け、乳・子宮がんに限らず、がんによる死亡の現状を踏まえた継続した取り組みが必要である。がん検診受診率向上のための効果的な事業内容を検討する。乳がん・子宮がんともに検診受診率が低いことから、啓発方法について検討し取り組み必要がある。 | 拡充 | | 健康増進課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康保持増進への支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|------------------------------------|---|--|----------|--|------------|-------------|---------------|
| 18 | ライフ ステージに 応じた保 健事業の 充実 | 生活習慣病予防運 動教室 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせた。 | X | 運動習慣がない人を対象 に、運動習慣の定着のため の取り組みを継続する。参 加者低迷しているため、プ ログラム内容の見直しや事 業の実施形態等の見直し をしていく。 | 継続 | | 中央保健セン ター |
| 18 | ライフ ステージに 応じた保 健事業の 充実 | いきいき百歳体操 | 新規団体の立ち上げ支援及び住民主体の団体への継続支援を実施した。 ・登録団体数:270団体(前年度10団体増) ・参加者数:4,457人(前年度158人増) | A | 引き続き新規団体の拡充 に努める。 | 拡充 | | 高齢・障害者 支援課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | 多様なスポーツ教 室の充実 | スポーツ・レクリエーション機会の充実を図るため、次の事業などを実施した。 ・スケートワンポイントレッスン(銀河アリーナ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・わくわく親子水泳講座(総合水泳場 54組) ・3B親子体操教室(北総合体育館 新型コロナウイルス感染症の影響により中止) | X | 健康促進や親子のスキン シップの機会増加など、今 後もニーズに合わせた多 様なスポーツ教室の充実 を図る。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | 総合型地域スポ ーツクラブの啓発事 業・懇談会等の開 催 | 懇談会及びPRイベント(12クラブ、355名)を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響によりPRイベントを一部中止 | A | 各クラブの情報共有の場と して懇談会を実施するほ か、PR事業を通じて市民 へクラブの周知及び浸透を 図る。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | 快適なスポーツ施 設の整備 | 総合水泳場の可動床装置修繕や相模原球場グラウンドの芝生張 替え修繕など、快適な施設となるよう修繕を行った。 | A | スポーツ・レクリエーション 機会の充実のため、今後も スポーツ施設及びレクリ エーション施設の整備を進 める。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | スポーツ団体・選 手への支援 | 相模原市スポーツ大会出場奨励金を交付した。 ・52件(316名)、約146万円 | A | ・奨励金制度の周知方法に ついて、検討する。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | スポーツ推進委員 のニュースポーツ 指導・普及活動 | 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、スポーツレクリエ ーション講習会を中止した。 例年3回開催 | X | ・広報さがみはら等で広く 市民への周知を行い、参 加者を増やす。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |
| 19 | スポーツ 活動等の 支援と充 実 | さがみはらネット ワークシステムにお けるスポーツ情報の 連携・充実 | システム利用の推進を行い、市民のスポーツ利用の機会の増加に 努めた。 ・登録件数 13,675件 | A | 団体管理の問題解消及び 無断キャンセルの減少など 利用マナーの向上を行う。 | 継続 | | スポーツ推進 課 |

施策 1 1 妊娠・出産に関する健康支援

| | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-------------------|---|---|---|----|-------|---|
| 20 | 妊娠・出 産・子育て における 支援の充 実 | 子育てガイドの発 行 | 子育て家庭の利便性の向上のため、母子の医療・健康に関する情 報、各種手当・助成制度などの子育て情報をまとめた「子育てガイ ド」を発行した。 ・25,000部発行 | A | 今後もガイドブックを継続 して発行する。 | 継続 | 20,50 | こども家庭課 |
| 20 | 妊娠・出 産・子育て における 支援の充 実 | ソレイユさがみ女 性相談事業 | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談 内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,120件 (うち子育て問題27件 1.3%) | A | 今後も相談しやすい環境 づくりに努める。 | 継続 | 20,49 | 人権・男女共 同参画課 |
| 20 | 妊娠・出 産・子育て における 支援の充 実 | おやこひだまり相 談室 | 継続的にきめ細かな指導が必要な児童と保護者に対し、心理相談 員、保育士、保健師が相談を受け、児童の発達促進及び育児支援 を実施した。 ・相談件数 288件 | A | 心理職による個別的な育 児相談の場で、ニーズも高 く、今後も継続的な取組み を行う。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援 センター 中央子育て支 援センター 南子育て支援 センター |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康保持増進への支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|--------------------|--------------------------|---|----------|--|------------|-------------|---|
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | こんにちは赤ちゃん事業 | 児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的に生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を実施した。 ・家庭訪問件数 4,075件 | A | 引き続き全家庭へ訪問することを目標に取り組みを進める。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 母子保健相談 | 妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数 2,452件 ・電話相談件数 1,409件 城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 子どもとその家庭についての相談 | 子どもやその家族の総合相談を行った。 相談件数 ・児童虐待 1,077人 ・児童虐待以外 865人 | A | 市民に身近な相談窓口として、子どもやその家族の総合相談を行い、児童虐待の相談、通告を一義的に受ける役割を担う。相談件数が若干減少しているが、専門的な支援を要することが増えている。職員の資質の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市区町村子ども家庭総合支援拠点として、子ども虐待の発生防止や早期発見、在宅支援の強化担っていく。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応 | 児童に関する相談・支援、安全確認等を行った。 ・育成相談 177件 ・養護相談 30件 ・障害相談 1,557件 ・保健相談 0件 ・非行相談 19件 ・虐待相談 1,896件 | A | 引き続き、児童に関する相談・支援、安全確認等に努める。 | 継続 | 20,49 | 児童相談所 総務課 |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 青少年教育相談の実施 | 来所・電話での総合的な教育相談を実施した。「不登校」「登校渋り」に関する相談が最も多く、全体の約65%となっている。 ・相談件数 15,361件 | A | 不登校等の未然防止や予防、早期対応を図れるようさらなる相談体制の充実を図っていく。 | 継続 | 20,49 | 青少年相談センター |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | ファミリー・サポート・センター事業 | 「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。 (令和4年3月末現在) ・会員数 3,072人 ・利用会員 2,337人 ・援助会員 669人 ・両方会員 66人 ・活動件数 6,995件 | A | 今後も継続してファミリー・サポート・センター事業を実施する。 | 継続 | 20,49 | 子ども家庭課 |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 妊婦健康診査 | 妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担の軽減のため、医療機関等で実施する妊婦健康診査に対し費用を助成した。 補助限度回数16回(合計90,000円) ・受診者数 延57,153人 | A | 多胎児の妊娠は単体児と比べ早産等のリスクが高く、妊娠早期から通常より頻回な健康診査実施が必要なため、令和4年10月より、多胎妊婦に対して補助限度回数を16回 19回(合計105,000円)に拡充。 | 拡充 | | 子ども家庭課 |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 新生児聴覚検査 | 新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、そのスクリーニング検査に必要な費用を助成した。 ・検査件数 3,987件 | A | 今後も継続して新生児聴覚検査に対する費用助成を実施する。 | 継続 | | 子ども家庭課 |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 訪問指導(妊産婦) | 妊娠届出や出生連絡票等により、必要な指導を保健師や母子訪問相談員(保健師、助産師、看護師)が家庭訪問により実施した。 ・訪問指導件数 4,264件 | A | 安心して育児ができるよう、保健師が家庭訪問を実施。引き続き取組みを継続する。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 20 | 妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 | 母親・父親教室 | 妊娠・出産または育児に関する知識及び技術の指導を行った。(令和3年4月から内容を一部変更して再開) 開催数26回 参加延人数600人 | A | 母子健康手帳交付時などに周知を行い、継続して実施する。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康保持増進への支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|---------------------------------|------------------------|--------------------------------|---|----------|--|------------|-------------|------------|
| 21 | 不妊・不育に関する支援 | 特定不妊治療費助成事業 | 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、令和3年1月の国の制度改正に伴い、助成上限金額及び助成対象者の拡充を行った。 ・助成件数 1,344件 | A | 令和4年4月からの保険適用開始に伴い、令和4年度中のみ経過措置が適用される。 | 見直し | | こども家庭課 |
| 21 | 不妊・不育に関する支援 | ソレイユさがみ女性相談事業 | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,120件 (うちこころからだ1,025件 48.3%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 1 2 健康をおびやかす問題への対策の推進 | | | | | | | | |
| 22 | HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 | HIV(エイズ)等相談事業 | HIV(エイズ)等相談を実施した。 ・電話・面接による随時相談 4件 ・月1回平日検査 相談 116件 | A | 今後においても積極的な周知や利便性等を考慮した相談事業を実施する。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| 22 | HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 | HIV(エイズ)等無料匿名検査の実施 | 平日(月1回)に、HIV(エイズ)等無料匿名検査を実施した。 ・HIV:116件 ・梅毒:116件 | A | 今後においても積極的な周知や受検者の利便性等を考慮した相談・検査を実施する。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| 22 | HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 | HIV(エイズ)等予防講演会の開催 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。 | X | 今後においても、その時々における最新トピックスをテーマとした講演会を実施する。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| 22 | HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 | HIV(エイズ)をはじめとする性感染症予防に関する講座の開催 | 市内の中学生・高校生を対象に「青少年エイズ・性感染症予防講演会」を実施した。 ・開催回数 24回 ・参加者数 3,543名 | A | 性感染症に対する偏見やまん延を防ぐため、生徒・学生に対する講演会を充実させ継続的に行う。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| 22 | HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 | 啓発冊子等の配布 | 市内関係機関及び検査会場等でパンフレット等普及啓発物品を配布した。 | A | 性感染症に対する正しい知識や対処方法について、継続的な普及啓発活動を行う。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | 薬物乱用防止に関する街頭啓発活動 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | X | 今後も薬物乱用の状況に対応した普及啓発活動を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 |
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | 薬物乱用防止講習会 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | X | 今後も薬物乱用の状況に即した情報提供・普及啓発活動を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 |
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | 薬物乱用防止連絡会 | 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、連絡会を書面開催にて実施した。 ・開催回数 年1回 ・参加団体 34団体 | A | 今後も薬物乱用の状況に対応した情報提供の共有化を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 |
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | 薬物乱用防止教室 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | X | 神奈川県薬物対策推進本部が作成した「薬物乱用防止教育・啓発プログラム」に基づき、神奈川県からの依頼を受けて学校等において開催される薬物乱用防止教室に講師を派遣する。 | 継続 | | 地域保健課 |

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

< 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康保持増進への支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|------------------------|--------------------------------------|---|----------|--|------------|-------------|--|
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | 個別健康教育(禁煙) | 個別面接にて、喫煙の状況や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、禁煙に向けた支援を実施した。 ・実施者数 4人 | A | 喫煙と健康被害の因果関係が明らかなため、禁煙したい人が確実に禁煙できるように個別支援を行う。 | 継続 | | 中央保健センター |
| 23 | 健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 | たばこに関する正しい知識や禁煙に関する普及啓発、受動喫煙防止のための取組 | ・普及啓発(横断幕設置、施設ロビーでの展示、各機関へのポスター配布、SNS情報発信、広報誌への掲載) ・未成年者への防煙教育及び喫煙・受動喫煙防止の普及啓発 3回 / 397人 | A | 喫煙者の禁煙支援や未成年者への喫煙防止教育については、継続して実施する必要がある。 また、受動喫煙防止対策については、引き続き事業者への効果的な啓発方法等を検討する必要がある。 家庭内の受動喫煙の機会を減らすため、乳幼児健診等で啓発の機会を設けていく。 | 継続 | | 健康増進課 中央保健センター 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |

基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

< 施策の基本方向 4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------------------|---|----------|---|------------|-------------|------------|
| 施策 1 3 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進 | | | | | | | | |
| 24 | 男女共同参画意識の醸成 | 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業 | 男女共同参画社会づくりの必要性に気づくことを目的にした講座等を開催した。 ・7本(ほか、コロナ理由により1本中止) ・参加者 129人 | A | 男女共同参画社会実現のため、あらゆる機会を捉えて固定的性別役割分担意識の解消に向けた事業の実施や、若年層への男女共同参画意識の啓発に取り組む。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 25 | 市職員の意識向上の促進 | 相模原市職員への意識啓発 | 人権・男女共同参画職場推進員を設置し、それぞれの職場において人権・男女共同参画を推進するための意識啓発を行った。 | A | 市が実施する施策に男女共同参画の視点を積極的に導入するため、今後も引き続き実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 1 4 多様な主体と連携した広報・啓発の推進 | | | | | | | | |
| 26 | 多様な主体と連携した広報・啓発の推進 | さがみはら男女共同参画推進員と連携した情報誌「ともに」の発行 | 男女共同参画についての認識を多くの市民に広めるために、さがみはら男女共同参画推進員と連携し、啓発誌を発行した。 ・年2回、各号8,000部 第70号(10月) 第71号(4月) | A | 各号ごとに時宜にかなうテーマを設定するとともに、身近で具体的な内容を提供するなど、よりわかりやすい紙面の充実に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 26 | 多様な主体と連携した広報・啓発の推進 | ソレイユさがみにおける共催事業の実施 | 男女共同参画に関する事業を事業所や地域団体等と連携して実施した。 ・共催事業 19本 ・参加者 498人 | A | 各号ごとに時宜にかなうテーマを設定するとともに、身近で具体的な内容を提供するなど、よりわかりやすい紙面の充実に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

< 施策の基本方向 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|---|----------|---|------------|-------------|------------|
| 施策 1 5 教育・学習による男女平等の推進 | | | | | | | | |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 小中学校等向け啓発事業 | 市内の公立小中学校へ出向いて、講義や生徒との対話を行うなど、子どもの頃から男女共同参画への理解を深める事業を予実施した。 ・6校 ・1,350人 | A | 男女共同参画を一層推進するために、企業、地域団体、市民等の多様な主体と連携しながら、今後も事業を展開する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 男女共同参画啓発冊子「こんな子いるよね」発行 | 男女平等教育の推進のための啓発冊子を作成し、市内の公立小学校・義務教育学校の5年生約5,500人に配布した。 | A | 子どもたちが個性と能力を發揮できる大人に育つよう、今後も引き続き子どもの頃から男女共同参画への理解を深める取組を実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 児童・生徒に対する男女平等教育に関する取組 | 学校教育全般での男女平等教育を推進した。 | A | 引き続き、学校教育全般での男女平等教育を推進していけるよう、担当者会等で促していく。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 人権・福祉教育推進校における研究の推進 | 人権・福祉教育推進校において研究を推進した。 (令和3年) 旭中学校 / 橋本小学校 / 宮上小学校 / 旭小学校 | A | 引き続き、人権・福祉教育推進校として研究を推進する。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 中学校の技術・家庭における男女共修の推進 | 全中学校及び義務教育学校後期課程において男女共修の授業を実施した。 | A | 今後も日常的に男女共修で授業を実施する。 | 継続 | | 教育センター |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 中学校の保健体育における男女共修の推進 | 全ての中学校及び義務教育学校後期課程において男女共修の授業を実施した。 | A | 今後も研修等で男女共修での授業展開を働きかける。 | 継続 | | 教育センター |
| 27 | 学校教育における男女平等教育の充実 | 性差によらない名簿の推進 | 全校で、性差によらない名簿づくりを行った。 | A | 今後も継続していく。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 28 | 教育関係者への研修・啓発の充実 | 人権福祉教育研修 | 人権福祉教育担当者研修講座を実施した。 「性的マイノリティ理解のために」 ・実施日:令和4年1月21日(金) 参加者:130人 オンライン研修 多様性を求め、自分らしく生きられる社会づくりをテーマに性的マイノリティの理解を深めた。多くの人権教育担当者、希望受講者の人権感覚を磨く機会となった。 | A | 次年度は「子どもの人権についての理解」を講義を通して学ぶ、今後も多様な視点で人権・福祉教育研修を推進していく必要がある。 | 継続 | | 教育センター |
| 28 | 教育関係者への研修・啓発の充実 | 人権・福祉教育担当者会や各校における人権教育研修 | ・人権教育研修を実施した(指導主事等による学校での研修実施のべ54校)。 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) | A | 今後も継続していく。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 施策 1 6 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 | | | | | | | | |
| 29 | キャリア教育の充実 | さがみはら職場体験事業 | 感染状況を踏まえ、各学校において可能な範囲・可能な方法で実施 | B | 今後も継続していく。 | 継続 | | 学校教育課 |
| 29 | キャリア教育の充実 | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | 教育活動全般を通してキャリア教育の充実に努めるよう、校内研修や研究会で助言した。 | A | 今後も継続していく。 | 継続 | | 学校教育課 |

基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

< 施策の基本方向 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|------------|-----------------------------|--|----------|--|------------|-------------|------------|
| 29 | キャリア教育の充実 | こどものものづくり チャレンジ講座 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | X | 多様な主体と連携しながら互いの専門性やネットワークを活かして、男女共同参画の推進における様々な課題の解決に向けた取組を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 29 | キャリア教育の充実 | こどもHIPHOPダンス チャレンジ講座 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 | X | 多様な主体と連携しながら互いの専門性やネットワークを活かして、男女共同参画の推進における様々な課題の解決に向けた取組を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 30 | 多様な学習機会の提供 | 公民館における各種講座等の実施 | 公民館において男性を対象としたベビーヨガを実施した。 ・1公民館 1回 公民館において「パパとママのためのリフレッシュヨガ」「大好きな絵本に出会えるといいね!! パパ・ママ絵本読んで」を実施した。 ・1公民館 2回 | A | 公民館における事業は公民館振興計画に基づき実施しており、男女の学習機会提供に継続して取り組む。 | 継続 | | 生涯学習課 |
| 30 | 多様な学習機会の提供 | 地域課題や生活課題を捉えた公民館における女性学級の実施 | 公民館において女性学級を実施した。 ・4学級 38回 ・延べ 498人参加 | A | 公民館における事業は公民館振興計画に基づき実施しており、男女の学習機会提供に継続して取り組む。 | 継続 | | 生涯学習課 |
| 30 | 多様な学習機会の提供 | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施ができるよう、補助金、委託料による支援及び会議への出席、助言等による支援を行った。 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | | 生涯学習課 |

施策 17 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

| | | | | | | | | |
|----|---------------------|------------------------|--|---|---|----|-------|---|
| 31 | 学校、家庭等における性教育の充実 | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | 体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導の実施と支援を行った。また、「性に関する指導の手引き」(実践編)を周知した。 | A | 新学習指導要領の実施に伴い、その趣旨に沿った内容の見直し作業が必要である。 | 拡充 | | 教育センター |
| 31 | 学校、家庭等における性教育の充実 | 家庭向け性教育読本の発行 | 家庭用性教育読本「さわやか」を小学校及び義務教育学校4年生保護者に配布し、ダイジェスト版については、全学年の保護者が閲覧できるように教育センターホームページに掲載した。 | A | 今後も時代に則した内容が発信できるように内容を確認し、多くの家庭において役立つ誌面づくりに努める。 | 継続 | 16,31 | 教育センター |
| 32 | 思春期における性教育及び相談体制の充実 | 思春期相談等事業 | 心身ともに著しく成長する思春期の悩みや不安等に関する相談に保健師等が助言、指導を実施した。また、中高生が生命の大切さを再確認するとともに自己肯定感を育てる教育事業を開催した。 ・思春期保健相談件数 79件 ・思春期出前講座 実施回数 9回 / 参加者数 1,410人 「赤ちゃんとふれあい体験教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。 | A | 継続して思春期相談等事業に取り組む。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 32 | 思春期における性教育及び相談体制の充実 | ヤングテレホン相談 | 青少年の抱えている悩みや不安について、青少年本人や青少年の養育上の悩みを持つ保護者からの電話や、Eメール相談を実施した。全体的にはほぼ昨年度と同じ相談件数で推移している。 ・相談件数 215件 | A | 的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。 | 継続 | | 青少年相談センター |

施策 18 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|----------|-------------------------------------|---|------------------------|----|--|------------|
| 33 | 性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 | 市民への普及啓発 | 内閣府が作成したポスター及びリーフレットを市内の施設へ掲示、配架した。 | A | 関係機関と連携を図りながら今後も啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
|----|----------------------|----------|-------------------------------------|---|------------------------|----|--|------------|

基本方針 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

< 施策の基本方向 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----------------------------|---------------|------------------|---|----------|---|------------|-------------|--------|
| 施策 1 9 メディア・リテラシーの向上 | | | | | | | | |
| 34 | メディア・リテラシーの向上 | 情報モラル「相模原」プランの推進 | 指導主事が学校を訪問するサポート研修、情報教育担当者を対象とした情報モラル研修を実施し、情報モラル「相模原」プランの推進を図った。 ・まちかど講座 5回実施 | A | 今後も時代に合った情報モラル教育による子ども達のモラルの向上に努める。 | 継続 | | 教育センター |
| 34 | メディア・リテラシーの向上 | 情報モラルハンドブックの改訂 | 改訂については市内研究会と連携し、令和4年度から改訂に向けた内容の確認を行った。 | A | 日常的にタブレットPCを活用して学習する環境に対応した情報セキュリティモラルハンドブックとして、改訂作業を進めていく。 | 継続 | | 教育センター |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 1 民間における女性のキャリア形成の支援 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------|---|----------|---|------------|----------------------|------------|
| 施策 1 民間における女性のキャリア形成の支援 | | | | | | | | |
| 35 | 女性の活躍に対する事業所等の理解促進 【No.4再掲】 | 男女共同参画研修等支援事業 | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 3回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 4,5,3 5,36, 37 | 人権・男女共同参画課 |
| 35 | 女性の活躍に対する事業所等の理解促進 【No.4再掲】 | 事業所における女性活躍の促進(情報発信等) | 事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。 | A | 今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。 | 継続 | 4,35, 37 | 人権・男女共同参画課 |
| 36 | 事業所等における女性のキャリア形成の支援 【No.5再掲】 | 女性起業家支援事業 | 就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対して、セミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全7回) 22人 ・ワークショップ&交流会 2回 計28人 | A | セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。このため、産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。 | 継続 | 5,36, 45 | 企業誘致推進課 |
| 36 | 事業所等における女性のキャリア形成の支援 【No.5再掲】 | 男女共同参画研修等支援事業 | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 3回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 4,5,3 5,36, 37 | 人権・男女共同参画課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 2 男女がともに働きやすい環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|--|-----------------------|--|---|----------|--|------------|----------------------|------------|
| 施策 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 | | | | | | | | |
| 37 | 働く場における男女共同参画への理解促進 | 男女共同参画研修等支援事業 | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 3回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 4,5,3 5,36, 37 | 人権・男女共同参画課 |
| 37 | 働く場における男女共同参画への理解促進 | 事業所における女性活躍の促進(情報発信等) | 事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。 | A | 今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。 | 継続 | 4,35, 37 | 人権・男女共同参画課 |
| 38 | 労働実態調査の実施 | 事業所調査の実施 | 令和3年度は実施予定・実績ともになし、市内事業所の男女共同参画に関する現状や意識・考え方を把握し、今後の男女共同参画施策を推進する基礎的資料とするもの。 | | 第3次さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(令和2～9年度)に複数回実施を予定しており、次回は令和4年度に実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 38 | 労働実態調査の実施 | 雇用促進対策基本調査の実施 | 4年に1度の調査のため、実施せず。(次回調査は令和6年度) | | 今後も4年に1度の調査を継続し、市内事業所や勤労者の実態把握に努める。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 39 | 事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進 | 市の入札制度における優遇措置等の調査・検討 | 平成28年度から評価型競争入札において、女性技術者の雇用状況を評価項目として設定し、平成29年度からは総合評価方式において、次世代法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | | 契約課 |
| 39 | 事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進 | 市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組状況を基にした加点制度の調査・検討 | 平成29・30年度の入札参加登録から、工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として追加した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | | 契約課 |
| 39 | 事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進 | さがみはら産業集積促進方策(STEP50)に基づく雇用奨励金交付措置 | 進出企業の市内立地に係り、新規の正規雇用(女性2名)を見込んだ事業計画書を認定した。 | A | 引き続き製造業における女性の活躍を支援する。 | 継続 | | 企業誘致推進課 |
| 40 | 関係団体等との連携による女性の活躍推進 | 女性活躍推進に関する取組係情報交換会への参加 | 神奈川県、県内3政令市、神奈川労働局、一般社団法人神奈川県経営者協会の間で、女性の活躍推進に関する取組や課題に関する情報交換を行った。 ・開催回数 1回(主催は神奈川県) | A | 引き続き、情報交換を行い、市の女性活躍関連施策を推進する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 41 | 相談支援体制の充実 | 労働相談の実施 | 労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などについて、労働相談を実施した。 ・中央区役所市民相談室 ・毎週木曜日 ・相談件数 98件 | A | 今後も労働問題に関する相談事業を継続的に行う。 | 継続 | | 区政推進課 |
| 41 | 相談支援体制の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,120件 (うち職業問題106件 5.0%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 41 | 相談支援体制の充実 | 労働に関する相談先をホームページ等で情報提供 | 市民相談室や労働基準監督署で開設している労働に関する相談の窓口案内について、市ホームページにて情報提供を行った。 | A | 今後も労働に関する情報提供を継続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 2 男女がともに働きやすい環境づくり >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|----------------------------------|-----------------------------|----------------|---|----------|---|------------|-------------|------------|
| 施策 3 職場におけるハラスメント防止のための啓発 | | | | | | | | |
| 42 | 職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進 | 啓発及び情報提供 | パンフレット等を活用し、意識啓発を図った。 | A | 今後も事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 4 多様な働き方への支援 | | | | | | | | |
| 43 | 就業・再就職支援のための講座等の開催 | 女性の就業等支援講座 | 女性の就業や再就職、キャリアアップのため、技能や知識の習得に繋がる講座を開催した。 ・講座数 4本 ・女性参加者数 84人 | A | 女性がさまざまな分野でより一層活躍できるよう、今後も多様な講座を開催する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 43 | 就業・再就職支援のための講座等の開催 | 女性の活躍応援事業 | 女性の活躍の場を拡大するため、子育てをはじめとしたライフステージに応じた就労支援を目的に講座を実施した。 ・回数 18回 ・参加者 208人 | A | 今後も女性のライフステージに応じた就労支援を目的とした講座を継続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 44 | 就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実 | 無料職業紹介事業 | 市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングを実施した。 ・キャリアカウンセリング件数 5,320件 | A | 今後も市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングを継続して実施するとともに、求職者支援講座を継続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 44 | 就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実 | さがみはら正社員就職面接会 | 雇用の創出、促進に向けて規模を縮小し面接会を開催した。 ・求職者 28人 ・就職者 6人 | A | 正社員に限らず、幅広い雇用形態の求人を集めて面接会を実施する。 | 見直し | | 産業・雇用対策課 |
| 45 | 女性の起業に向けた支援 | 女性起業家支援事業 | 就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対して、セミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全7回) 22人 ・ワークショップ&交流会 2回 計28人 | A | セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。このため、産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。 | 継続 | 5,36,45 | 企業誘致推進課 |
| 45 | 女性の起業に向けた支援 | 女性の創業支援 | 自らの特技や趣味を活かし起業を目指す女性を支援するため、ソレイユさがみ内に女性起業家の作品を展示するボックスを設置するとともに、販売会や販売促進に繋がる講座を開催した。 ・販売会開催回数 11回 ・来場者 1,108人 ・講座参加者数 17人 | A | 今後も販売会の実施等により、女性の起業支援を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|--|----------|--|------------|-------------|-------------------------------------|
| 施策 5 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり | | | | | | | | |
| 46 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 | 啓発及び情報提供 | ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりのために、パンフレット等を活用し、意識啓発を図った。 | A | 今後も意識啓発に努める。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 46 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 | 相模原市勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)事業への支援 | 意識啓発のため、会報に健康やワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを同封するなどの広告宣伝事業を支援した。 | A | 今後も広告宣伝事業への支援を行う。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 46 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 | 仕事と家庭両立支援推進企業表彰事業 | 働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指して、仕事と家庭との両立支援を行うため、成果を上げている企業を表彰した。新型コロナウイルス感染症の影響により表彰式は中止。受賞企業 3社 | A | 今後も仕事と家庭との両立に成果をあげている企業を表彰を継続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇用対策課 |
| 46 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 | 四州市共催によるワーク・ライフ・バランス関連事業 | 県内のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に向け、四州市で講演会(シンポジウム)の開催を検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。 | X | 今後も四州市共催で講演会等を実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 産業・雇用対策課 こども・若者政策課 |
| 46 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 | ワーク・ライフ・バランス促進講座等 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発講座等を開催した。 ・開催数 1本(ほか、コロナ理由により1本中止) ・参加者数 51人 | A | 引き続き、各種講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 47 | 男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進 | 男性の育児参画事業 | 男性の積極的な育児参画を促す講座の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。 | A | 男性の育児参画を促すため、今後も継続して取り組む。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 47 | 男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進 | 啓発冊子「お父さんといっしょ」作成・配布 | 子育てに取り組む男性向けのハンドブック「お父さんといっしょ」を、母子健康手帳交付時に一緒に配布した。 ・令和3年度 約5,200部配布 | A | 男性の育児への参画を支援するため、令和4年度も継続してハンドブックを配布する。令和5年度以降は子育てガイドに統合し、令和4年度中に掲載内容を見直す。 | 見直し | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 6 子育て環境の充実 | | | | | | | | |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 地域型保育給付費 | 市が認可した事業所内保育事業者に対し、国基準に基づく地域型保育給付費を支給した。 ・対象 2施設 | A | 今後も継続して国基準に基づく地域型保育給付費を支給する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 保育所等子育て広場事業 | 保育所及び認定こども園において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークルの活動支援などを実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止をした事業もあった。 ・私立保育園等 108園 ・公立保育園 16園 | A | 今後も継続して活動への支援を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | コミュニティ保育事業 | 在宅で子育てをしている保護者のグループに対して補助金を交付し、活動を支援した。また、公立保育所が窓口となり、研修会(年2回)を開催した。 ・対象グループ数 15 | A | 今後も継続して活動等への支援を実施する。 | 継続 | | 保育課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|---------------------|------------------|---|----------|---|------------|-------------|---|
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 私立幼稚園地域子育て支援推進事業 | 未就園児の親子登園や子育て相談の実施など、幼稚園の専門的機能を活かしながら、地域における子育て支援を行っている園に対し、私立幼稚園地域子育て支援推進事業補助金を交付した。 (新型コロナウイルス感染症の影響で、実施園が微減) ・幼稚園 10園 ・認定こども園 17園 | A | 今後も継続して助成等を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 支援保育推進事業 | 保育所・幼稚園等において支援・配慮が必要な児童の受け入れを行った。 ・支援対象児童数 864人(うち補助金対象児358人、委託料対象児506人) | A | 今後も継続して助成等を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 延長保育事業 | 保育所・認定こども園・小規模保育事業所等175園(公立園含む)で延長保育を実施した。 | A | 新規開設園を中心に実施施設の拡充を図る。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 一時保育事業 | 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等132園(公立園含む)で一時的保育を実施した。 | A | 新規開設園を中心に実施施設の拡充を図る。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 病児・病後児保育事業 | 市内3施設で病児・病後児保育事業を実施した。 | A | 今後も継続して病児・病後児保育事業を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 認定保育室運営助成事業 | 認定保育室助成費(市内)、認可化移行支援助成費(市内・市外)を補助した。 ・対象 17施設 ・児童数 延べ4,221人 | A | 今後も継続して助成を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 48 | 多様なニーズに応じた保育サービスの提供 | 私立幼稚園預かり保育 | ・課業期間中預かり保育実施園:20園 ・夏季休業期間中預かり保育実施園:19園 ・学年始休業期間、冬季休業期間、学年末休業期間における預かり保育実施園:18園 ・認定こども園運営助成事業:29園 認定こども園の設置者に対し、当該認定こども園が実施する預かり保育事業の運営費等を補助した。 | A | 今後も継続して助成を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 親子参加型交流等事業 | 親子で参加できる親同士の交流会や、親子で楽しめるおはなしあいのしみ会等のイベントを開催した。 ・開催数 2本 ・参加者数 45人 | A | 引き続き、親同士の交流会や、親子で楽しめるイベントを開催することにより、子育て支援を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,120件 (うち子育て問題27件 1.3%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 20,49 | 人権・男女共同参画課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | おやこひだまり相談室 | 継続的にきめ細かな指導が必要な児童と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師が相談を受け、児童の発達促進及び育児支援を実施した。 ・相談件数 288件 | A | 心理職による個別的な育児相談の場で、ニーズも高く、今後も継続的な取組みを行う。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 49 | 子育て支援策の充実 | こんにちは赤ちゃん事業 | 児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的に生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を実施した。 ・家庭訪問件数 4,075件 | A | 引き続き全家庭へ訪問することを目標に取り組みを進める。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|-----------|--------------------------|---|----------|--|------------|-------------|---|
| 49 | 子育て支援策の充実 | 母子保健相談 | 妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数 2,452件 ・電話相談件数 1,409件 城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 子どもとその家庭についての相談 | 子どもやその家族の総合相談を行った。 相談件数 ・児童虐待 1,077人 ・児童虐待以外 865人 | A | 市民に身近な相談窓口として、子どもやその家族の総合相談を行い、児童虐待の相談、通告を一義的に受ける役割を担う。相談件数が若干減少しているが、専門的な支援を要することが増えている。職員の資質の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市区町村子ども家庭総合支援拠点として、子ども虐待の発生防止や早期発見、在宅支援の強化担っていく。 | 継続 | 20,49 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応 | 児童に関する相談・支援、安全確認等を行った。 ・育成相談 177件 ・養護相談 30件 ・障害相談 1,557件 ・保健相談 0件 ・非行相談 19件 ・虐待相談 1,896件 | A | 引き続き、児童に関する相談・支援、安全確認等に努める。 | 継続 | 20,49 | 児童相談所 総務課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 青少年教育相談の実施 | 来所・電話での総合的な教育相談を実施した。「不登校」「登校渋り」に関する相談が最も多く、全体の約65%となっている。 ・相談件数 15,361件 | A | 不登校等の未然防止や予防、早期対応を図れるようさらなる相談体制の充実を図っていく。 | 継続 | 20,49 | 青少年相談センター |
| 49 | 子育て支援策の充実 | ファミリー・サポート・センター事業 | 「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。 (令和4年3月末現在) ・会員数 3,072人 ・利用会員 2,337人 ・援助会員 669人 ・両方会員 66人 ・活動件数 6,995件 | A | 今後も継続してファミリー・サポート・センター事業を実施する。 | 継続 | 20,49 | 子ども家庭課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 子育て広場事業の推進 | 地域子育て支援拠点事業を市内3か所で開催し、つどいの場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染防止対策を図り予約制にて実施した。 | A | ・地域の子育て広場(一般型・3か所)は、ひきつづき、利用を予約制とし広場が過密にならないようにするなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、継続的に実施していく。 | 継続 | | 子ども家庭課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | ふれあい親子サロン事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全回(297回)中止した。 | X | コロナ禍における実施方法を検討し、開催可能な地域から順次再開を目指す。 | 継続 | | 子ども家庭課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 児童館運営事業 | 子どもに健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操を育む施設として運営を行った。 ・利用者数 年間 352,684人 ・施設数 児童館:23館、児童室:1室 | A | 地域における子育て支援施設として、今後も児童館の活用を促進する。 | 継続 | | 子ども・若者支援課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 子どもセンター運営事業 | 児童館としての機能とともに、児童クラブの機能も備えた総合的な施設として運営を行った。 ・利用者数 年間 526,420人 ・施設数 24館 | A | 地域における子育て支援、子ども施策の中心的な拠点として、各施策の展開、情報提供等の充実を図る。 | 継続 | | 子ども・若者支援課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 放課後児童健全育成事業(児童クラブ) | 放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1~3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図った。 ・市立児童クラブ数 68クラブ ・入会児童数 5,608人(令和3年5月1日現在) ・民間児童クラブ数 51クラブ(令和3年5月1日現在) | A | 女性の社会進出等により、児童クラブの入会申請数が増加傾向にある中で、待機児童解消に向け、施設整備等を行い、定員拡大を図る。 | 拡充 | | 子ども・若者支援課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|----------------------------|------------------|-------------------------|---|----------|---|------------|-------------|------------|
| 49 | 子育て支援策の充実 | 放課後子ども教室事業 | 学校施設、こどもセンター及び児童館を活用して、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを行った。 ・学校施設実施数 4校 ・こどもセンター実施数 24館 ・児童館実施数 23館 | A | こどもセンター・児童館で実施する放課後子ども教室事業（連携型）の実施施設について拡大を図る。 | 拡充 | | こども・若者支援課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 子育て広場事業 | 乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる集いの場として、子育て経験を持つ地域の方々などによる実行委員会に委託し、集いの場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する講習会等を行った。 ・参加者数 24,168組(51,965人) | A | 今後も地域の子育て支援の集いの場として、こどもセンターを活用し、実施箇所や回数の拡大を図る。 | 拡充 | | こども・若者支援課 |
| 49 | 子育て支援策の充実 | 学校出張相談 | 青少年教育カウンセラーを市内全小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者等からの相談を受けるとともに、教職員を対象に支援・助言や研修を実施した。 ・相談件数 小学校26,897件 中学校20,004件 また、スクールソーシャルワーカーを市内14中学校区で拠点・巡回校型として配置することで、学校にとって身近な存在として、学校とより密に連携を取りながら支援が行えた。 ・相談件数 8,162件 | A | 学校出張相談においては、教職員へのコンサルテーションや授業観察を実施することで、不登校等の未然防止やその他の問題解決に重要な役割を果たすことができるため、今後も相談体制の充実を図っていく。 また、スクールソーシャルワーカーについては、多様化・複雑化するケースへの対応を行うためにも、引き続き、質向上に向けた研修や効果的な配置の検討を行っていく。 | 継続 | | 青少年相談センター |
| 50 | 子育て情報の提供と学習機会の充実 | 子育てガイドの発行 | 子育て家庭の利便性の向上のため、母子の医療・健康に関する情報、各種手当・助成制度などの子育て情報をまとめた「子育てガイド」を発行した。 ・25,000部発行 | A | 今後もガイドブックを継続して発行する。 | 継続 | 20,50 | こども家庭課 |
| 50 | 子育て情報の提供と学習機会の充実 | 各種講座の開催 | 子ども会育成者研修会を実施した。（書面開催） | A | 子育て支援に寄与する講座を継続して実施する。 | 継続 | | 青少年学習センター |
| 施策 7 介護を支える環境の整備・充実 | | | | | | | | |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 男女共同参画による介護支援事業 | 男女共同参画の視点を取り入れた介護支援講座を開催した。 ・3本 ・参加者 20人 | A | 介護において、固定的役割分担意識が強調されたり、女性の社会参画の促進が妨げられることのないよう、男女共同参画の視点に立った取り組みを行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,120件 (うち介護問題5件 0.2%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 家族介護教室等の開催 | 高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるよう、家族介護教室を開催した。 ・開催数 89回 | A | 介護者の心身の健康づくりや介護者相互の交流及び仲間づくりを通じて、高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるように、今後も家族介護教室の開催を通じて支援する。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 地域包括支援センター及び窓口における相談・支援 | 地域包括支援センターにおいて、相談支援等を実施した。 ・相談実績 241,352件 | A | 今後も継続して相談支援等を実施する。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 介護保険啓発用パンフレットの作成 | 65歳到達の方に、被保険者証送付の際に「介護保険のてびき」を同封し、介護保険の啓発に努めた。 ・「すこやか介護保険」13,000部 ・「介護保険のてびき」13,000部発行 | A | 引き続き制度を周知するとともに適切な保険給付に向けた取組みを進める。 | 継続 | | 介護保険課 |

基本方針 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

< 施策の基本方向 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----|------------------|---------------------------------|---|----------|--|------------|-------------|---|
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 市ホームページ上での市民、介護支援専門員及び事業者への情報提供 | 事業者や市民に対して、広報やホームページで情報提供を行った。 | A | 内容の見直しを行いながら、引き続きパンフレットを発行する。 | 継続 | | 介護保険課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 高齢者介護家族電話相談事業 | 高齢者の介護家族や高齢者からの健康や介護についての相談を受け付けた。 ・相談件数:961件 | A | 事業を継続し、引き続き市民からの相談に対応する。 | 継続 | | 高齢・障害者支援課 |
| 51 | 介護に関する相談と情報提供の充実 | 認知症講演会 | 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 | X | 今後も継続して実施していく。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| 52 | 介護サービスの充実 | 介護給付適正化事業 | ・要介護認定の適正化 調査票の点検の全件実施 ・ケアプラン点検の実施 ・住宅改修の点検 申請内容の点検の実施 ・福祉用具実態調査の実施 福祉用具利用者に対する訪問調査の実施 ・縦覧点検、医療突合 月1回の実施 ・介護給付費通知 年1回の発送 | A | 第8期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に推進していく。 | 継続 | | 介護保険課 |
| 52 | 介護サービスの充実 | 介護サービス事業者指導 | 介護サービス事業者の指導 事業所の育成・支援を目的に、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行った。 (対象事業所数) ・集団指導 3,440件 ・実地指導 55件 | A | 集団指導、実地指導(令和4年4月1日～運営指導)を通じて、引き続き、介護サービスの質の向上を図る。 | 継続 | | 福祉基盤課 |
| 52 | 介護サービスの充実 | 介護人材確保・定着・育成事業 | ・介護未経験の求職者等を対象に「介護に関する入門的研修」、「介護職員初任者研修」及び市内介護事業所への就職支援を実施 ・事業所が行うキャリアアップに向けた研修や市高齢者福祉施設協議会が行う研修への支援 ・次代を担う介護職員等勤続表彰の開催 ・介護の魅力PR動画の放映、介護の魅力PR冊子の配布 | A | ・引き続き、介護人材の定着の促進を図るとともに、将来を担う人材の確保・育成を図るための取り組みを強化していく必要がある。 | 継続 | | 福祉基盤課 |

< 施策の基本方向 1 DVに関する相談及び保護体制の充実 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|---------------------------------|----------------|--------------------------------|--|----------|---|------------|-------------|------------|
| 施策 1 相談支援の充実 | | | | | | | | |
| 53 | 相談支援の充実 | DV相談及びDV被害者支援の充実 | 配偶者等からの暴力による被害者の保護や被害者の自立支援のため、DV被害者の相談・支援及びDV相談証明書の発行を行った。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談件数 1,392件 ・配偶者暴力相談支援センターDV相談証明書の発行 33件 | A | DV相談支援センターDV相談専用電話について、市民周知を図るとともに、証明書等の迅速な発行手続きなどDV被害者の円滑な支援を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 54 | 相談窓口の周知 | DV相談窓口の周知 | ・多様な媒体を通じて、配偶者暴力相談支援センターの周知及びDV相談窓口の周知を図った。 (周知方法) ・広報紙や市ホームページ掲載、自治会地域情報誌への掲載、FMラジオ局スポット案内放送、案内リーフレットの配架、DV防止カードの配架、市発行各種窓口案内冊子掲載 | A | 引き続き、相談窓口の周知に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 55 | 職員のスキルアップ | 相談窓口職員の資質向上 | ・相談員に、月に1回スーパーバイズを実施(コロナの影響により6回の実施)し、スキルアップを図った。また、神奈川県主催の研修等に派遣し相談にかかる情報の収集や知識の習得を図った。 ・窓口担当職員に対し、適切な対応を図るためDV被害者支援について職場研修を実施予定だったが、コロナの影響により中止としたことから、資料配布により周知を図った。 | A | 引き続き、関係職員の資質向上を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 2 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮 | | | | | | | | |
| 56 | 外国人被害者への配慮 | 「外国人相談」、「外国人法律相談」及び「在留手続相談」の実施 | 各区役所市民相談室において在留外国人に対する多言語での相談対応を実施した。また、令和3年12月より中央区役所市民相談室にて出入国管理局横浜支局職員による「在留手続相談」を開始した。 【中央区役所市民相談室】 ・英語(月曜日)/フィリピン語(火曜日)/中国語(水曜日)/ベトナム語(木曜日)/スペイン語(金曜日)/ポルトガル語(金曜日) ・相談者数:457人 相談内容別件数:542件(法律相談及び在留手続相談含む) 【緑区役所市民相談室】 ・相談者数:0人 相談内容別件数:0件 【南区役所市民相談室】 ・相談者数:9人 相談内容別件数:9件 | A | より多くの在留外国人に利用いただけるよう更なる効果的な事業周知が課題だと考えており、今後も引き続き事業周知の広報媒体や手法についての検討を進める。 | 継続 | 14,56 | 区政推進課 |
| 57 | 高齢者や障害のある人への配慮 | 基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーション | 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター、南障害者相談支援キーステーション及び緑障害者相談支援キーステーションの運営を実施した。 (相談件数) ・基幹相談支援センター 10,420件 ・緑障害者相談支援キーステーション 5,655件 ・南障害者相談支援キーステーション 6,620件 | A | 更なる障害者の相談支援体制の充実を図るため、中央障害者相談支援キーステーションの設置に向けた準備を進める。 | 拡充 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 57 | 高齢者や障害のある人への配慮 | 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催 | 高齢者及び障害者の虐待防止や早期発見を進めるとともに、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関等と情報交換等を行った。 ・協議会開催(令和4年1月25日～2月8日書面開催) | A | 協議会を通じ、関係機関等との情報交換等を行い、高齢者及び障害者虐待の防止や早期発見を推進する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 58 | 男性被害者等への配慮 | 男性相談事業 | ・相談員に男性DV相談スーパーバイズを実施し、スキルアップを図った。(計4回実施予定のところ、コロナの影響により2回実施) ・従前から行っているDV相談専用電話の周知と併せて、男性相談を行っていることの周知を強化した。 | A | 引き続き、相談員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 59 | 性的少数者への配慮 | 性別を限定しない相談の実施 | ・相談員に対し、「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」を配布し、性の多様性に係る啓発を行った。 ・性別を限定しないDV相談を実施した。 | A | 引き続き、相談員に対する啓発を行うとともに、性別を限定しないDV相談を実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

< 施策の基本方向 1 DVに関する相談及び保護体制の充実 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|---------------------------|----------------|-----------------------------|--|----------|---|------------|-------------|--------------------------------|
| 施策3 一時保護支援と安全確保の充実 | | | | | | | | |
| 60 | 一時保護支援と安全確保の充実 | 一時保護の支援 | 被害者の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 20件 | A | 引き続き、被害者の安全確保に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課等 |
| 60 | 一時保護支援と安全確保の充実 | 児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護の実施 | 児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 396件 (内訳: 養護391件、非行 5件) | A | 引き続き、児童の安全確保等に努める。 | 拡充 | | 児童相談所総務課 |
| 61 | 住民登録等の支援 | 住民基本台帳事務における支援措置 | DV防止法の被害者を保護する為、加害者が住民票の交付等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、支援を実施した。 DV支援対象者数(令和4年3月31日現在) (緑区役所区民課) ・申出者135名 / 併せて支援する者173名 うち、緑区で支援決定した件数 ・申出者76名 / 併せて支援する者98名 (中央区役所区民課) ・申出者209名 / 併せて支援する者263名 うち、中央区支援決定の件数 ・申出者115名 / 併せて支援する者 142 名 (南区役所区民課) ・申出者210名 / 併せて支援する者280名 うち、南区で支援決定した件数 ・申出者114 名 / 併せて支援する者144名 | A | 住民基本台帳事務における支援措置を実施するにあたり、関係する他機関との連携を図る。 | 継続 | | 緑区役所区民課 中央区役所区民課 南区役所区民課 |
| 61 | 住民登録等の支援 | 住登外登録者に対する準支援措置 | 本市に住民登録はないものの、徴税や手当等の各種手続きに伴い宛名登録(住登外登録)されているDV等被害者の情報保護を図るため、DV等被害者からの申し出に基づき、システムの端末画面上、住所情報を非表示とする措置を行った。 | A | 引き続き、被害者の安全確保に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

< 施策の基本方向 2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実 >

| No. | 内容 | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-----------------------------------|-----------------------|------------------------|---|----------|-------------------------------|------------|-------------|-------------|
| 施策 4 関係機関・団体との連携・協力体制の強化 | | | | | | | | |
| 62 | 関係機関・団体との連携・協力体制の強化 | DV被害者支援にかかる関係機関の連携 | 配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議を開催し、関係機関相互の情報交換を行った。ただし、コロナの影響により書面開催とした。(令和3年7月開催) | A | 今後もDV被害者支援において市内外の関係機関を連携を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 63 | 民生委員・児童委員等への研修・情報提供 | 民生委員・児童委員等への意識啓発 | 地域に密着している民生委員・児童委員等へDVに関する情報提供や被害者支援の意識啓発、児童虐待についてサポート講座を実施予定だったが、コロナの影響により中止したことから、代替措置としてDVセンターリーフレットの配布を行った。 | A | 引き続き、情報提供や意識啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 施策 5 関係機関・団体との連携による自立支援の充実 | | | | | | | | |
| 64 | 関係機関・団体との連携による自立支援の充実 | 関係機関との協働による支援 | 神奈川県、県内市町村及び民間団体の三者の協働により被害者支援を行った。 ・緊急一時保護施設運営負担 3件 | A | 引き続き、被害者の自立支援に向けて実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 64 | 関係機関・団体との連携による自立支援の充実 | 神奈川県「あんしん貸付支援事業」を紹介した。 | 引き続き、神奈川県「あんしん貸付支援事業」の紹介を行った。 | A | 引き続き、神奈川県「あんしん貸付支援事業」の紹介を行う。 | 継続 | | 建築・住まい政策課 |
| 64 | 関係機関・団体との連携による自立支援の充実 | 母子世帯に対する支援 | DV等、様々な理由により適切な子育てができない母子家庭等を保護し、自立を支援する「母子生活支援施設」への入所を受け付けた。 ・入所世帯数 36世帯 | A | 今後も継続して母子家庭への支援を実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| 64 | 関係機関・団体との連携による自立支援の充実 | 相談状況に応じた被害者支援 | 配偶者等からの暴力による被害者の保護や被害者の自立支援のため、DV被害者の相談・支援及びDV相談証明書の発行を行った。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談件数 1,392件 ・配偶者暴力相談支援センターDV相談証明書の発行 33件 | A | 自立に向けた情報提供や制度の紹介を進める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課等 |

< 施策の基本方向 3 DV根絶に向けた取組の推進 >

| 内容 No. | 事業名 (令和3年度) | 事業実績 (令和3年度) | 実施 状況 | 今後の取組及び課題 | 今後の 進め方 | 再掲 内容No. | 所管課 |
|-------------------------------|--------------------|-----------------|---|-----------|--|-------------|------------|
| 施策6 DV根絶に向けた意識啓発等の推進 | | | | | | | |
| 65 | DV根絶に向けた意識啓発の推進 | DV根絶に向けた周知・啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を通して、DV根絶に向け意識啓発を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、集中的に啓発活動・取組を行った。 ・横断幕の掲示、啓発用ポスター、リーフレットの配布、公用自動車への啓発マグネット貼付、セブン-イレブン・ジャパンにおける啓発物品の配架、相模大野パブリックインフォメーションの放映、DV防止イベント(講演会)の実施、自治会地域情報誌への掲載、FMラジオ局スボット案内放送、市ホームページでの周知、広報紙11月1日号掲載 | A | より多くの市民にDVについて正しい理解の醸成やDV根絶への意識啓発を進める。 | 継続 | 人権・男女共同参画課 |
| 66 | DV対策の充実にに向けた情報収集 | DVに関する市民意識の状況把握 | 令和3年度は実施予定・実績ともなし、男女共同参画に関する市民意識調査において、DVに関する設問を設定し、市民のDVに関する意識や考え方を把握し、今後のDV関連施策の推進の基礎的資料とするもの。 | | 第3次さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(R2年度～R9年度)に複数回実施を予定しており、R4年度に実施予定。 | 継続 | 人権・男女共同参画課 |
| 施策7 デートDV防止に向けた意識啓発の推進 | | | | | | | |
| 67 | デートDV防止に向けた意識啓発の推進 | デートDV防止の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・デートDVに対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図るため、デートDV防止カードを配布した。 ・市内中学3年生に配布 7,907枚 | A | 引き続き、事業を実施し、若年層を対象にデートDVに対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図る。 | 継続 | 人権・男女共同参画課 |

第4章 令和3年度 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告

この制度は、「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年4月1日から男女共同参画専門員（3名）を置き、本市の男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談や市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情について、申出をした者への助言や必要と認めたときは、関係者に対し助言、是正の要望等を行うものです。

| |
|------------|
| 令和3年度 年間実績 |
|------------|

申出件数 0件

問合せ件数 0件

(1) 相模原市男女共同参画審議会

学識経験者、公募市民及び関係団体の代表者により構成される市の附属機関です。

条例第10条に規定する基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。また、施策の実施状況等について本審議会へ意見を求めながら、本計画をより効果的に推進していきます。

相模原市男女共同参画審議会 委員名簿

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

50音順

| | 氏名 | 所属団体等 | |
|----|--------|-------------------------------|-----|
| 1 | 岩永 良子 | 特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら | |
| 2 | 大木 恵 | 相模原市自治会連合会 | |
| 3 | 大谷 幸恵 | 相模原市私立保育園・認定こども園 園長会 | |
| 4 | 鎌田 千代子 | 公募委員 | |
| 5 | 神谷 静枝 | 相模原市民生委員児童委員協議会 | |
| 6 | 小林 政美 | 特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら | |
| 7 | 篠崎 亮 | 神奈川県社会保険労務士会 相模原支部 | |
| 8 | 竹内 祥子 | 相模原市退職校長会 | |
| 9 | 徳田 晃一郎 | 神奈川県弁護士会 | |
| 10 | 永井 暁子 | 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 准教授 | 会長 |
| 11 | 中西 泰子 | 相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科 准教授 | |
| 12 | 西岡 直子 | 相模原市医師会 | |
| 13 | 細野 美佐子 | 公募委員 | |
| 14 | 松下 龍太 | 相模原商工会議所 | |
| 15 | 矢野 由佳子 | 和泉短期大学児童福祉学科 准教授 | 副会長 |

(2) さがみはら男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 9 条)

第 2 章 基本的施策(第 10 条 第 16 条)

第 3 章 推進体制等(第 17 条 第 22 条)

第 4 章 雑則(第 23 条)

附則

男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

相模原市では、男女共同参画社会の実現に向け、これまでも「さがみはら男女平等憲章」、「さがみはら男女共同参画都市宣言」等に基づき、施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく慣行が、広く根強く残存しているため、特に女性の能力の發揮を阻んでいる。このことは、同時に男性の生き方にも影響を与えており、男女平等とは言いがたい現実となっている。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスの根絶、男女平等に基づく就業環境の改善等が緊要な課題となっており、男女がともに生きやすい社会をつくるためには、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、相模原市にとって、これからの男女共同参画のまちづくりを考えたとき、あらゆる場において、教育の果たす役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の理念が行き渡る実効性のある取組が今強く求められており、性別にかかわらず人権が尊重され、豊かで活力ある未来を拓くため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(男女共同参画の理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。
- (2) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- (7) 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による差別的扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、相模原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。

3 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。

(被害者に対する支援)

第13条 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(民間の団体に対する支援及び協力)

第15条 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第18条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(男女共同参画推進週間)

第19条 市は、男女共同参画への関心と理解を深める取組が市民、事業者等に広く周知されるように男女共同参画推進週間を設ける。

(相模原市男女共同参画専門員)

第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談(以下「施策に対する意見等」という。)並びに市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情(以下「人権侵害に対する相談等」という。)を処理するため、相模原市男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

2 専門員の定数は、3人以内とする。

3 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門員は、再任されることができる。

(意見等の申出等)

第21条 施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等のある者は、専門員にその旨を申し出ることができる。

2 専門員は、前項の規定により施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等の申出があった場合は、必要に応じて、その内容について調査を行うことができる。

3 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、助言、是正の要請等を行うことができる。

5 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、関係資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言、是正の要望等を行うことができる。

(拠点施設)

第22条 市は、相模原市立男女共同参画推進センターを活動拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(3) 男女共同参画に関する年表

| 年 | 国連等の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|----------------|--|--|--|
| 1945 (昭和20) | | ・改正衆議院議員選挙法公布 (婦人参政権) | |
| 1946 (昭和21) | ・国連婦人の地位委員会設置 | ・戦後第1回衆議院議員総選挙 (初の婦人参政権行使) | |
| 1947 (昭和22) | | ・民法改正(家父長制廃止) (48年施行) | |
| 1948 (昭和23) | ・世界人権宣言採択 | ・優生保護法公布、施行 | |
| 1956 (昭和31) | | ・売春防止法公布(58年施行) | |
| 1961 (昭和36) | | ・所得税法改正 (配偶者控除制度新設) | |
| 1967 (昭和42) | ・婦人に対する差別撤廃宣言採択 | | |
| 1975 (昭和50) | ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)にて世界 行動計画採択 | ・国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議採択 ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 | |
| 1976 (昭和51) | ・国連婦人の10年(~85年) | ・民法改正(離婚復氏制度)、 戸籍法公布、施行 | |
| 1977 (昭和52) | | ・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館閉館 | |
| 1979 (昭和54) | ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)採択(81年発効) | | |
| 1980 (昭和55) | ・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)にて、国連婦人の十年後半期行動プログラム採択 | ・民法改正(配偶者の相続分改正) (81年施行) ・女子差別撤廃条約署名 | |
| 1981 (昭和56) | ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告(第165号)」採択 | ・国内行動計画後期重点目標策定 | |
| 1984 (昭和59) | | ・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)(85年施行) ・パートタイム労働対策要綱制定 | |
| 1985 (昭和60) | ・国連婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議開催(ナイロビ) ・西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択 | ・国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保障)(86年施行) ・男女雇用機会均等法公布 (86年施行) ・女子差別撤廃条約批准 | |
| 1986 (昭和61) | | | ・女性に関する総合窓口開設 ・第3次総合計画「21世紀をめざすさがみはらプラン」を策定(女性の自立と参加による男女共同参画社会の実現をめざす) |

| 年 | 国連等の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|----------------|---|---|--|
| 1987 (昭和62) | | <ul style="list-style-type: none"> 西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 所得税法改正(配偶者特別控除創設)、施行 | |
| 1988 (昭和63) | | <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法改正(週40時間労働制規定) | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題基本調査実施 相模原市婦人問題懇談会設置 |
| 1989 (平成元) | <ul style="list-style-type: none"> 児童の権利に関する条約採択 | <ul style="list-style-type: none"> 高等学校学習指導要領改訂(高校家庭科男女必修化) パートタイム労働指針告示 | <ul style="list-style-type: none"> 女性政策課設置 さがみはら女性計画策定委員会・60人委員設置 |
| 1990 (平成2) | <ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会拡大会期 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択 | | <ul style="list-style-type: none"> 相模原市女性団体連絡協議会(現 特定非営利法人男女共同参画さがみはら)設立 |
| 1991 (平成3) | | <ul style="list-style-type: none"> 西暦2000年に向けての新国内行動計画改定 育児休業法公布(92年施行) | <ul style="list-style-type: none"> さがみはら女性計画策定 相模原市における審議会等への男女共同参画を推進する要綱制定 |
| 1992 (平成4) | <ul style="list-style-type: none"> 環境と開発に関する国連会議開催(リオデジャネイロ) | <ul style="list-style-type: none"> 介護休業制度等に関するガイドライン策定 初の婦人問題担当大臣誕生 | <ul style="list-style-type: none"> さがみはら男女平等憲章制定 |
| 1993 (平成5) | <ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議(ウィーン)にてウィーン宣言および行動計画採択 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択 | <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法公布、施行 | <ul style="list-style-type: none"> 女性問題基本調査実施 |
| 1994 (平成6) | <ul style="list-style-type: none"> ILO「パートタイム労働に関する条約(第175号)」採択 第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)にて「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択 国際人口開発会議開催(カイロ) | <ul style="list-style-type: none"> 総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 内閣に男女共同参画推進本部設置 児童の権利に関する条約批准 | |
| 1995 (平成7) | <ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議開催(北京)にて北京宣言及び行動綱領採択 | <ul style="list-style-type: none"> 育児休業法を育児・介護休業法に改正(介護休業制度の法制化)(99年施行) ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」批准 | <ul style="list-style-type: none"> 女性政策情報コーナー設置 さがみはら女性計画後期実施計画策定 |
| 1996 (平成8) | | <ul style="list-style-type: none"> 優生保護法を母体保護法に改正、施行 男女共同参画2000年プラン策定 | |
| 1997 (平成9) | | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律) 労働基準法改正(母性保護以外の女性保護規定廃止)(99年施行) 男女雇用機会均等法改正(女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションの奨励、セクハラ防止)(99年施行) 育児・介護休業法改正(深夜業制限) 介護保険法公布(2000年施行) | |

| 年 | 国連等の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|----------------|-----------------------------------|---|---|
| 1998 (平成10) | | | ・(仮称)女性センター基本構想策定 |
| 1999 (平成11) | | ・男女共同参画社会基本法公布、施行 ・食料・農業・農村基本法公布、施行(女性の参画の促進) | ・新世紀さがみはらプラン策定 ・女性問題基本調査実施 ・(仮称)男女共同参画推進センター基本計画策定 |
| 2000 (平成12) | ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) | ・ストーカー規制法公布、施行 ・男女共同参画基本計画策定 | ・相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)開館 ・さがみはら男女共同参画都市宣言 ・女性政策課を男女共同参画課に改称 |
| 2001 (平成13) | | ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間 ・DV防止法公布、施行 ・育児・介護休業法改正(時間外労働の制限制度創設)(02年施行) | ・さがみはら男女共同参画プラン21策定 |
| 2002 (平成14) | | | ・相模原市男女共同参画に関する意識調査を実施 |
| 2003 (平成15) | | ・母子福祉法等の改正(母子家庭等の自立促進) ・次世代育成支援対策推進法公布(05年全面施行) ・少子化社会対策基本法公布、施行 | |
| 2004 (平成16) | | ・DV防止法改正(配偶者からの暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充) ・育児・介護休業法改正(育児・介護休業取得の期間雇用者への適用拡大、育休期間の延長、子の看護休暇創設)(05年施行) | ・さがみはら男女共同参画推進条例公布、施行 ・男女共同参画推進センターの指定管理者制度の導入「特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら」に管理運営を委託 |
| 2005 (平成17) | ・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)開催 | ・男女共同参画基本計画(第2次)策定 | ・さがみはら男女共同参画プラン21の一部見直し |
| 2006 (平成18) | ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京) | ・男女雇用機会均等法改正(性別による差別禁止の範囲拡大)(07年施行) | |
| 2007 (平成19) | | ・DV防止法改正(保護命令制度の拡充)(08年施行) ・パートタイム労働法改正(労働条件の書面による明示、通常の勤労者への転換の推進等)(08年施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | |
| 2008 (平成20) | | ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 | ・さがみはら男女共同参画プラン21の計画期間を1年延長 |

| 年 | 国連等の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|-------------------------|---|--|---|
| 2009 (平成21) | | ・育児・介護休業法改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)(10年施行) | ・相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査実施 |
| 2010 (平成22) | ・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)開催 | ・第3次男女共同参画基本計画策定 | ・男女共同参画推進シンボルマーク制定 ・相模原市男女共同参画審議会諮問(第2次さがみはら男女共同参画プラン21) |
| 2011 (平成23) | ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足 | | ・相模原市男女共同参画審議会答申(第2次さがみはら男女共同参画プラン21) |
| 2012 (平成24) | ・第56回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ・女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議にて女性の活躍促進による経済活性化行動計画策定 | ・第2次さがみはら男女共同参画プラン21策定 ・相模原市配偶者暴力相談支援センター開設 |
| 2013 (平成25) | | ・DV防止法改正(法の適用対象拡大、法律名の改正)(14年施行) ・ストーカー規制法改正 | |
| 2014 (平成26) | ・第58回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ・パートタイム労働法改正(パートタイム労働者の範囲拡大、短時間労働者の待遇の原則の新設、事業主による説明義務の新設等)(15年施行) | |
| 2015 (平成27) | ・UN Women日本事務所開設 ・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)開催 | ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・女性活躍推進法公布、施行(16年全面施行) | ・相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査実施 |
| 2016 (平成28) | | ・男女雇用機会均等法改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務の新設)(17年施行) ・育児・介護休業法改正(子の看護休暇の半日単位の取得、育児休業の対象となる子の範囲拡大等)(17年施行) ・ストーカー規制法改正(規制対象行為の拡大等)(17年施行) | ・男女共同参画課を人権・男女共同参画課に改称 |
| 2017 (平成29) | | ・育児・介護休業法改正、施行(育児休業の再延長等) | |
| 2018 (平成30) | | ・政治分野における男女共同参画推進法公布、施行 ・働き方改革関連法公布、一部施行 | ・相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査を実施 ・相模原市男女共同参画審議会諮問(第3次さがみはら男女共同参画プラン) |
| 2019 (平成31) (令和元) | | ・女性活躍推進法改正(22年全面施行) ・DV防止法改正(連携・協力機関として児童相談所が明確化と)(20年施行) | ・相模原市男女共同参画審議会答申(第3次さがみはら男女共同参画プラン) |
| 2020 (令和2) | ・第64回国連婦人の地位委員会(「北京+25」)開催 | ・第5次男女共同参画基本計画策定 | ・第3次さがみはら男女共同参画プラン策定 |

| 年 | 国連等の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|---------------|--------|---|---------|
| 2021 (令和3) | | ・育児・介護休業法改正(雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、出生時育児休業(産後パパ育休)の創設、育児休業の分割取得等) (22年4月から段階的に施行) | |

[年表中の法律の標記]

- * 男女雇用機会均等法...雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- * 育児休業法...育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号)。現行の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)
- * パートタイム労働法...短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- * ストーカー規制法...ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)
- * DV防止法...配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)。現行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- * 母子福祉法...現行の母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
- * 女性活躍推進法...女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
- * 政治分野における男女共同参画推進法...政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)
- * 働き方改革関連法...働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)

さがみはら男女共同参画都市宣言

わたくしたちは

家庭に 地域に 職場に

男女がともに参画できる社会をつくります

人として尊びあい

責任を分かちあい

豊かで活力ある未来を拓きます

市民 60 万人となった西暦 2000 年

相模原市は

男女共同参画都市として

新たにあゆみはじめます

平成 12 年 7 月 8 日

相 模 原 市

令和 4 年度版 相模原市男女共同参画年次報告書
(令和 3 年度の男女共同参画関連施策の実施状況)

発行 相模原市
市民局 人権・男女共同参画課
相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号
電話 042(769)8205 FAX 042(754)7990

令和 5 年 3 月